㊥

平成３０年　第３回定例会：１１月１５日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録　目次

○招集告示……　1
○議事日程……　2
○会議に付した事件……　4
○出席議員（１４名）……　4
○欠席議員（０名）……　4
○説明のため出席した者……　5
○事務局職員出席者……　5
○開　会（午後　２時０７分）……　6
○議事日程の報告……　6
○会議録署名議員の指名……　6
○会期の決定……　6
議会運営委員長報告……　6
採決……　7
○議案第７号の上程、提案説明……　7
原　口　和　久　管理者……　7
宮　澤　芳　之　会計管理者……　8
○上程議案の質疑……１１
質疑　７番　竹　田　悦　子　議員……１１
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……１２
答弁　佐　野　雄　一　計画建設課長……１３
再質疑……１５
再答弁……１６
質疑　１番　川　﨑　葉　子　議員……１７
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……１８
答弁　佐　野　雄　一　計画建設課長……１８
再質疑……１８
再答弁……１８

○上程議案の討論～採決……１９
○一般質問……１９
１２番　金　子　眞　理　子　議員……１９
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……２３
再質問……２５
再答弁……２８
休　憩（午後　３時３４分）……３０

再　開（午後　３時４５分）……３０
○一般質問続行……３０
４番　細　谷　美　恵　子　議員……３１
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……３２
再質問……３４
再答弁……３８
再答弁　原　口　和　久　管理者……４０
休　憩（午後　４時２２分）……４１

再　開（午後　４時２３分）……４１
○一般質問続行……４１
８番　阿　部　愼　也　議員……４１
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……４４
答弁　原　口　和　久　管理者……４６
答弁　工　藤　正　司　副管理者……４７
再質問……４７
休　憩（午後　５時００分）……４９

再　開（午後　５時４５分）……４９
○一般質問続行……４９
議会運営委員長報告……４９

再答弁……４９
休　憩（午後　５時５４分）……５１
再　開（午後　５時５５分）……５１
○一般質問続行……５１
７番　竹　田　悦　子　議員……５１
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……５３
再質問……５５
再答弁……５７
１番　川　﨑　葉　子　議員……６０
答弁　瀬　山　愼　二　事務局長……６１
再質問……６３
再答弁　原　口　和　久　管理者……６３
○特定事件の委員会付託……６４
○閉　会（午後　６時４１分）……６４
○署名議員……６５

鴻環資組告示第５号

平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、１１月１５日小針クリーンセンター２階会議室に招集する。

平成３０年１１月５日

鴻巣行田北本環境資源組合

管理者　原　口　和　久

平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程

平成３０年１１月１５日（木）　　午後２時００分開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第７号　平成２９年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について

第４　一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	金子眞理子　議員	1　施設整備スケジュールの進捗について ⑴　業者選定、要求水準書作成の進捗について ⑵　農振除外、都市計画決定の事前協議の進捗について ⑶　新設の搬入出路のスケジュールと進捗状況について 2　財源内訳と予算計上年度について ⑴　施設建設の一般財源２４億円に対する各構成市の基金の状況と組合の予算計上時期について ⑵　土地購入、造成・整備、新設道路、水路整備の概算と予算計上の時期について ⑶　維持管理経費（８億５千万円）、交付対象外事業債等の公債費について構成市と協議しているか 3　ごみの分別と処理量について ⑴　分別の均一化は図られているのか ⑵　計画に示されている構成人口と処理量について、実際値との最終調整について
2	細谷美恵子　議員	1　新施設検討委員会（余熱利用施設）検討内容について ⑴　本体（炉）の内容も決まらないのになぜ余熱施設の規模など内容が答申できるのか ⑵　なぜ規模・内容などの外枠を決めてしまうのか ⑶　公設民営というが経営は独立採算になるということか、であれば建設費は回収できないということか ⑷　採算の取れない場合を検討しないのか

		⑸　答申の位置づけは何か
3	阿部愼也　議員	1　新施設建設候補地について ⑴　鴻巣市の示した４地点で、とりわけ本命１地点で３市の合意はあったのか ア　組合は合意に至った資料を持っているのか イ　当時の管理者は合意の認識はあるか ウ　鴻巣市議会の執行部答弁でその意思は組合に引き継がれているとのことだが、誰が何をどのように引き継いだのか エ　５３箇所を抽出したのは誰の命令によるものか オ　鴻巣市長は平成２６年１１月２５日のパシフィックコンサルタンツ㈱の中間報告を見たか、又報告を受けたか ⑵　３市の地形的重心について ア　組合の報告の通りの位置が重心か、正確な緯度、経度で示せ ⑶　新たな搬入路について ア　最終的に決定した後に新たな搬入路が決定したとの事だが本当か イ　新たな搬入路の費用はどの程度を想定しているのか
4	竹田悦子　議員	1　建設候補地について ⑴　鴻巣市が推薦した箇所についての検討４箇所について、中には野通川が中央に流れ活用が難しいとされている箇所を何故５３箇所の候補地に入れたのか、その根拠について ⑵　４箇所を選定してきた段階で、本命とする箇所を決めてきているにもかかわらず、何故５３箇所を選定したのか。税金の無駄使いになると考えるが、見解を ⑶　鴻巣市が４箇所選定し、一番の箇所を決めてきていることは、この箇所が本命地になるのか見解を ⑷　建設候補地の地盤について、５０ｍ以上試掘すれば岩盤層がある可能性があると答弁していますが、あると明言できない建設候補地であるのか伺う ⑸　今後のスケジュールとして、農振除外手続き後の埋め立て期間の合理性について ⑹　建設費用が５８３万２０００円多いということで５３箇所中のＮｏ．２１が削除されたが、盛り土や水路の整備などは何故検討されなかったのか 2　余熱利用施設について ⑴　利用人数１７万人を予想していますが、集

		客手段について ⑵　維持管理費の試算の根拠と赤字の場合の対応について ⑶　事業方式別のＶＦＭの概算値の根拠について
5	川﨑葉子　議員	1　新ごみ処理施設建設、稼働までのスケジュールについて、地元の理解をどのように図ってきたのか。また今後はどのように図る考えか ⑴　地元組織の立ち上げ、懇談会、説明会について時系列、対象者、主な内容について伺う。組合が考える地元とは、どの範囲と捉えているのか ⑵　これまで「鴻巣行田北本環境資源組合だより」を４号まで発行しているが、どのような配布を行っているのか ⑶　笠原連合自治会は郷地、安養寺地区１０自治会含め１９自治会ある。本事業は周辺整備、渋滞緩和の道路整備、地域活性等、笠原全体に大きく関わるものの、情報量が不足している。組合はどのように考えるか

第５　特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（１４名）

１番	川　﨑　葉　子　議員	２番	金　子　雄　一　議員
３番	吉　野　　修　議員	４番	細　谷　美　恵　子　議員
５番	松　島　修　一　議員	６番	渡　邉　良　太　議員
７番	竹　田　悦　子　議員	８番	阿　部　愼　也　議員
９番	梁　瀬　里　司　議員	１０番	香　川　宏　行　議員
１１番	岸　　昭　二　議員	１２番	金　子　眞　理　子　議員
１３番	坂　本　　晃　議員	１４番	吉　田　豊　彦　議員

○ 欠席議員（０名）

○ 説明のため出席した者

原口和久	管理者
工藤正司	副管理者
現王園孝昭	副管理者
宮澤芳之	会計管理者
吉田幸一	監査委員
飯塚孝夫	参与
小巻政史	参与
新井信弘	参与
小林弘樹	参与
前島伸行	参与
加藤浩	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	瀬山慎二
計画建設課長	佐野雄一
副参事	肥後卓豪
主幹	今井剛史
書記	須藤翔

午後　２時　０７分　開会

○坂本　晃議長　本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が１４名で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○坂本　晃議長　これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○坂本　晃議長　次に、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８０条の規定により議長において指名いたします。

１２番　金子　眞理子　議員

１４番　吉田　豊彦　議員

以上２名の方にお願いいたします。

△会期の決定

○坂本　晃議長　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

――――― 議会運営委員長　２番　金子雄一　議員。

［金子雄一議会運営委員長　登壇］

○金子雄一議会運営委員長　こんにちは。ご報告申し上げます。

当委員会は、去る１１月８日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日１日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第でございます。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○坂本　晃議長　お諮りいたします。ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日１日とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○坂本　晃議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第７号の上程、提案説明

○坂本　晃議長　次に、日程第３、議案第７号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。――――　管理者。

［原口和久管理者　登壇］

○原口和久管理者　本日、ここに平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、平成２９年度組合会計決算認定でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、今後とも鴻巣行田北本環境資源組合の運営に、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、新施設建設事業につきましては、去る９月２８日に第２回事業者選定委員会を開催し、総合評価一般競争入札により事業者の選定を行うことや、過去１０年以内に２００トン以上の受注実績のあるプラントメーカーに対し、概算事業費を把握するための見積依頼を行うことを決定していただいたところでございます。

また、本組合で整備する余熱利用施設については、現在、新施設建設等検討委員会の中で整備する施設内容等について検討していただいております。今後におきましても、平成３５年度の施設稼働に向け計画どおり事業を進めてまいります。

それでは、早速、本定例会に提出いたしました議案第７号についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、会計管理者から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の１ページ、議案第７号平成２９年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算の総額は、歳入７億４，５３５万２，１２１円、歳出６億５，８３０万３，３５３円で、歳入歳出差引額は、８，７０４万８，７６８円となっております。

なお、本件は、既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書、並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第７号の説明を終わらせていただきます。

○坂本　晃議長　次に、議案第７号の細部説明を求めます。

――――― 会計管理者。

［宮澤芳之会計管理者　登壇］

○宮澤芳之会計管理者　それでは、議案第７号平成２９年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、細部説明を申し上げます。

別綴りの平成２９年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入について、ご説明申し上げますので１ページ、２ページをお開きください。款ごとに、ご説明いたします。

１款分担金及び負担金の収入済額は２ページの最上段の一番左になりますが、４億８，３９３万３，０００円でございまして、歳入総額に占める割合は６４．９３％でございます。前年度と比較しまして、２，５８７万９，０００円の減少となっております。減少の主な要因は、新施設建設に伴う、循環型社会形成推進交付金対象事業に対しての国庫支出金の年度間繰越しを含め、広域分の繰越金が増加したことによるものでございます。

２款使用料及び手数料の収入済額は９，８６１万２，５５０円でございます。これは、事業系ごみの処理手数料でございまして、前年度比１９７万３，７００円の増加となっております。なお、収入未済額の１万８００円は、平成２７年６月まで月払いで手数料を納めていた業者が倒産し、７月分の手数料が未収金となったことによるものでございます。

３款国庫支出金は、２，３７５万２，０００円でございまして、組合で実施しました環境影響評価書作成業務、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務の委託料に対する、国からの補助金でございます。前年度比５４万５，０００円の減少となっております。

４款財産収入は、３万２，８９３円でございまして、財政調整基金の預金利子でございます。前年度比２万１，５３５円の増加となっております。

５款繰入金は、３，０００万円でございまして、現施設排ガス処理設備について４年に１度のバグフィルターのろ布交換を行うために、補修費の財源として財政調整基金を取り崩したものでございます。前年度の繰り入れはございませんでした。

６款繰越金は、１億８６４万２，０６８円で、前年度繰越金及び循環型社会形成推進交付金繰越金でございます。前年度比３，１５０万９，３８３円の増加となっております。

７款諸収入は、３７万９，６１０円で、１項預金利子２万１，４８０円と２項雑入３５万８，１３０円でございます。前年度比２６万３，８１２円の増加となっております。

以上が、款ごとの収入済額でございます。一番下の段、歳入合計をご覧ください。

収入済額は、７億４，５３５万２，１２１円でございます。予算現額と収入済額との比較では、５３２万３，１２１円の増額となっております。

次に、歳出でございますが、次の３ページ、４ページをお開きください。

１款議会費１項議会費の支出済額は、３ページの一番右の列になりますが、１７８万６，１４５円でございます。全額３市広域の業務に伴う経費となっております。前年度比２万３６１円の減少となっております。主な支出は、組合

議員の報酬と視察研修に伴う旅費等でございまして、不用額５１万２，８５５円は、臨時会の開催がなかったことと、台風の為、視察研修先を変更したことに伴い生じたものでございます。

２款総務費の支出済額は、９，５２１万５，６３４円となっております。総務費のうち、１項総務管理費の支出済額は、９，５１６万４，２６２円となっており、主な支出は、職員の人件費でございます。職員人件費の合計は、８，５１８万３，２７３円で、総務費全体の約９０％を占めるものでございます。前年度比２４０万１，３７４円の増加となっており、増加の主な要因は、給与改定等に伴うものでございます。

次に、２項監査委員費の支出済額は、５万１，３７２円で、全額広域の業務に係る経費となっております。前年度比６，３８０円の減少となっております。減少の主な要因は、報償費の支出がなかったことによるものでございます。

３款事業費の支出済額は、４億９，３９２万３，８２１円となっております。前年度比４，０３４万８，５５４円の増加となっております。主な支出は、現施設の運転維持管理に伴うものでございまして、増加の要因は現施設の修繕費となっております。不用額３，１９２万７，１７９円は、主に電気使用料及び焼却灰処分業務委託料等の執行残によるものでございます。

４款施設整備費の支出済額は、６，７３７万７，７５３円となっており、全て広域の業務に係る経費でございます。前年度比１，６２７万３，１６８円の増加となっております。主な支出は、新施設建設事業に係る２つの業務委託の実施によるものでございます。不用額４４８万７，２４７円は、主に委託料の契約差額によるものでございます。

５款公債費及び６款予備費でございますが、支出はございませんでした。予備費の不用額が４，２４９万円となっております。これは平成２８年度決算認定後の本年２月議会補正予算第２回において、前年度繰越金に係る５，７０１万５，０００円の増額補正を行い、歳出において財政調整基金積立金以外の支出項目を、予備費として補正を行ったことによるものでございます。

一番下の歳出の合計額は、支出済額６億５，８３０万３，３５３円となっております。

４ページ１番下の欄外になりますが、歳入歳出差引残高は、８，７０４万８，７６８円、うち広域の業務に伴うものがカッコ内の２，７１０万３，６７５円となり、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、２２ページをお開きください。

財産に関する調書についてご説明申し上げます。１、公有財産、２、物品、３、債権につきましては、増減はございませんでした。

４の基金につきましては、平成２６年度から設置いたしました現施設に係る財政調整基金でございまして、決算年度中の増減の内訳としましては、施設補修の財源として３，０００万円を取り崩し、前年度実質収支額より２，８００万円及び預金利子３万２，８９３円を積み立てたことから、１９６万７，１０７円の減となり、現在高は１億１，９１８万１，０６９円となっております。なお、財政調整基金は、本年度も定期預金により運用しております。

以上で、議案第７号平成２９年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本　晃議長　以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本　晃議長　次に質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。――――　７番　竹田悦子議員。

○７番　竹田悦子議員　それでは、前年度の歳入歳出決算について、４点質問をいたします。まず、決算書の方の１５、１６ページの３の塵芥処理費です。全体的には処理量が減少しているというのはこれを見ればわかるのですが、この中の１５、１６ページの塵芥処理費の中の事業費の電気代は、前年度４，２６９万５，７９６円でしたが、今回４，６１６万５，３２６円に増えています。電気代増の要因についてお尋ねします。２点目が、１７、１８ページの４の施設整備費です。真ん中に１３節委託料がありまして、環境影響評価作成業務委託料とか、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託料などが計上されています。環境影響評価業務は、前年度も行って、前年度に比べたら約半分以下の金額になっています。そういう点では、環境影響評価業務実施に伴う結果報告というのは、い

つ頃出されるのか。全体としては今後も引き続きやると思いますが、その都度その都度業務委託もしていますから、環境影響評価の実施に伴う結果報告の時期についてお答えください。また、その下のごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託もされています。この点では、その内容についてと、また、今回は計上されていませんでしたが、前年度平成２８年度には、地質調査や測量調査業務委託、それから導入可能性調査業務委託事業を行っています。そういう点では、いろいろな調査委託を行っていますが、その完成書、報告書などが出てきていると思いますが、議会には報告がありません。いつ出されてくるのかお伺いしておきます。３点目が、決算の付表です。いろいろと事業をやるに当たって、１０人の職員の方が働いておられるということで、決算付表の１ページ、執行機関というところを見ると前年度は技術職という方が書いてありましたが、今年度は、一般職１０人（再任用）というふうになっています。この技術職の方はどこへ行ってしまったのか、この点でお尋ねをしておきます。最後の４点目ですが、決算付表の９ページを見ますと、全体にごみ処理量が減ってきているというのがわかります。そして１日の搬入量も減っているんですが、搬入台数だけは増えているんですね、この仕組みというか、その内容についてお答えください。以上です。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 事務局長。

○瀬山愼二事務局長　それでは私の方からは、１番目と３番目と４番目のご質問についてお答え申し上げます。まず、塵芥処理費の１５、１６ページですね。塵芥処理費の中で全体の処理量は減少しているが、電気料が増というご質問をいただきました。決算付表１３ページに電力量の年度別の実績がございます。そこを見ますと、排ガス処理設備を更新した２６年度以降は、およそ２５０万キロワット強で推移しております。年度で大幅なばらつきはないと考えております。しかしながら電気料金が増えているという要因といたしましては、電気料金の値上げ改正があったことと、使用電力プラスアルファで掛かる燃料費調整単価がありまして、それや再生可能エネルギー発電促進賦課金、このようなものの単価の値上げがあったということで、使用量については、おおむねここ数年２５０万キロワット程度なんですけども社会情勢と言いますかいろんなことがありまして、調整単価だとか再生可能エネルギーの促進賦課金などが生じておりますので、この辺が

値上げがあったということでございます。

一つ飛んで３番目の決算付表１ページということで、お手元に３０年１１月という決算付表がありますが、誠に申し訳ありませんが、１ページの先ほどの一般職員１０人（再任用職員１名）ですが、３月３１日現在はまだ再任用職員ではありませんので、ここは消していただきたいと思います。申し訳ありませんでした。一般職員１０名ということになっております。それで、これまで技術職２名はプロパー職員で、焼却施設技術管理者の有資格者である組合職員２名をカウントしておりましたけども、実は事務吏員、技術吏員の区分が過去にあったんですけども今は区分がないということで、申し訳ないですけども一般職員１０名ということで張り付いている職員はおおむね変わっていないということで、異動とかありますと変わりますけれども、プロパー職員４名については変わりはありません。それと派遣職員が６名いるというところでございます。

それと決算付表の９ページですか、一日の搬入量は減少しているにもかかわらず、一日当たりの搬入台数増の原因についてでございます。これにつきましては、一般市民の直接搬入が増えている傾向に小針クリーンセンターはあるということでございます。平成２５年度から年間１万台を超え、平成２９年度は、１万４，４４６台になっております。付表の２０ページをご覧いただきたいと存じます。一番右側の欄に搬入台数が記載しておりますけれども、一般家庭の台数が全体の３５％を占めている状況にあります。その主な理由は、植木類の直接搬入が大半であるということになっております。平日のみの受付であるため、その時間帯に活動できる方が増えているということで、収集置き場になかなか大量の伐採樹木とかを置けないと、直接搬入される方が多いということで、ごみ量は増えておりませんけれども、このような市民の行田の方や吹上の方が自ら運転されて搬入されているという状況になっております。決してごみ収集車がごみ量を減らしてとかではなくて、一般市民の方が結構、私も日ごろ見てますけども伐採した樹木を搬入しているのをよく見かけますので、そのような形になっております。

○坂本　晃議長 ――――― 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長　それでは、私の方では２つ目の１７、１８ページの４款施設整備費に係ります議案質疑３点についてお答え申し上げます。

まず、環境影響評価に伴う調査報告の時期につきまして、環境影響評価書案である準備書につきましては、対象事業の実施による影響につきまして、調査、予測及び評価を行い作成することになっております。こちらの準備書につきましては、埼玉県環境影響評価条例第１２条の方で規定されておりまして、公告及び縦覧等で公開することとなっております。予定といたしましては、来年１２月頃に公告、縦覧を行うという予定で現在進めております。

次に、２点目のごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務の内容についてですけども、そもそもの事業者選定業務の委託業務内容につきましては、一つは、現在検討委員会の方でご審議いただいておりますが、余熱利用施設の整備の検討支援、それからもう一つは事業者選定業務委員会の方でいろいろご検討いただいておりますけども、事業者募集選定方法等の検討、事業者募集評価選定及び公表に関する支援、事業契約締結に係る支援、事業者選定委員会の運営支援などでございます。平成２９年度におきましては、余熱利用施設の整備方針の検討に当たりまして、昨年は２回ほど開催いたしましたが、検討委員会の資料の作成、それから、今年の３月１８日に１回目の事業者選定委員会を行いましたが、その会議資料の作成をお願いしております。それから、次に前年度に行った地質調査、測量調査業務委託事業の事業報告及び完成書はいつ出せるのかについてですけれども、測量調査それからＰＦＩにつきましては、報告という形ではなくて閲覧していただくという考えでございます。それから地質調査につきましては、これまで専門家による分析検証を行った後に公表するということでご説明しておりましたが、来週早々には、閲覧ができるような形で進めておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質疑ありますか。――――　７番　竹田悦子議員。

○７番　竹田悦子議員　申し訳ありません。導入可能性調査業務委託の平成２８年度に２，０００万円以上掛けてやっているのですが、その部分がちょっと答弁がなかったように思うのですが。

○坂本　晃議長　答弁漏れですね。

○７番　竹田悦子議員　答弁漏れです。

○坂本　晃議長　――――計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長　こちらにつきましては、正式にはＰＦＩ等導入可能性調査ということで、施設整備計画と併せて業務委託を行ってございます。施設整備計画の中で、事業方式等を決めるにあたりまして、民間事業者等に事業方式に係る収支だとかいろいろなものを調査したものでございます。こちらのＰＦＩ等導入可能性調査報告書につきましては、施設整備基本計画を確か平成２９年２月だと思いますが、議会の時に合わせて報告の方はさせていただいております。よろしくお願いします。

○坂本　晃議長　再質疑ありますか。――――　７番　竹田悦子議員。

○７番　竹田悦子議員　では、再質問を行います。まず、２番目の環境影響評価については、埼玉県の条例に基づいて来年度縦覧を行う予定だとご答弁いただきましたけど、平成２９年度は６，１３７万３，１６０円を環境影響評価でやって、その前の年は、１，５３１万４，４００円でやっているわけですね、だから非常に多大な金額をかけてやっているわけですし、例えばこの中身とすれば、大気汚染の問題とかすぐ出るような中身も中にはあるわけですね、そういう点からいうと、やはり市民の皆さんの貴重な税金を使ってやっているものについてはできる限り公表するというふうな方向が私は求められるのではないかというふうに思います。そういう点では、来年まとめてやるとおっしゃいましたけれども、大気汚染の問題などいろいろ調査項目があってこれをまとめなければできないものではないなというふうに私感じましたので、その都度その都度多額の費用をかけて環境影響評価をやっているわけですから、まとまった段階でやるというお考えが持てるかどうか、この点を再質問しておきます。それから、②の中で地質調査についても、来週早々閲覧できるようにしますというふうにおっしゃいました。では、平成２８年度にやったわけですよね、それなのに１年間掛けて閲覧できるような状況にならなかったのか。では、平成２８年度に地質調査をやった意味は何だったのか、私は疑問に思います。しかも地質調査をやって地質の分析を行ったという平成２９年度の決算の中には報告がないわけですね、では実際に地質調査をやって、平成２９年度にはこれに基づいた分析を行った予算執行の項目というのは、どこにあるのかお伺いをしておきます。それから、導入可能性調査はわかりましたけども、測量調査業務委託についても、閲覧に付していきたいとありますが、

聞かなければ答えないということではなくて、組合の姿勢として、積極的に情報公開をしていくということの方向が求められるのではないかと私は思います。そういう点では、今民主主義の原点としての情報公開というのが本当に大事だし、ちょっと比較が悪いかもしれませんけども、森友加計疑惑のように疑惑が持たれる姿勢は、隠そう隠そうとするところに一番疑惑が持たれるわけで、そういう点ではオープンにして、皆さんの貴重な税金をこのように使わせていただいていますと、そういう姿勢こそ私は求められるのではないかと考えますので、あえて質問をさせていただいております。そういう点では、議会に報告しますと言えるのかどうか、閲覧に付するとご答弁いただきましたので、議会にちゃんと報告しますというふうになるのかどうかお答えをいただきたいと思います。それから３点目の決算の付表で、職員の皆さんが一般職として１０人に平成２９年度はなりましたけれども、同じ業務をしておるので、一般職でいいではないかとこういう表示になったと思うのですけれども、こうした処理施設については、技術職を置く決まりになっていますよね、そうした技術職をきちっとした明示ができるようにするには、職員の資格なども活かした表示などをした方が私はいいのではないかと考えますが、その点はどのようにお考えなのかそれだけお伺いしておきます。以上です。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長　再質疑にご答弁申し上げます。まず１点目の環境影響評価業務の関係でございますが、何年か調査するに当たって、その都度公表していくべきではないのかというようなご質問でございました。組合といたしましては先ほども申し上げましたとおり、環境影響評価業務そのものがごみ処理施設を整備するに当たって、整備後の環境への影響がどのくらいかを調査して、予測して、なおかつ評価を行うと、この三つを一つにまとめ公開すると県の条例ではなっております。そうしたことから先ほども答弁させていただきましたが、来年１２月に閲覧、報告をさせていただく予定ではございますがその時に公開すると、随時調査のみを公開することは考えておりません。それから地質調査の関係ですが、遅れた原因につきましては先達ていろいろご説明しておりましたが、専門家にいろいろ調査結果の方を、中身を分析検証してもらった上で公表するというような

説明をこれまでもしてまいりました。そういったところで、今回公表するに至ったというところでございます。それから、専門家の分析、検証に係る費用につきまして予算措置をしたのか、予算はあるのかというご質問ですけども、そちらはあくまでも専門家の方にお聞きしたことでございますので、予算措置等はございません。それからなぜ平成２８年度に地質調査を行ったのかというご質疑でございますが、施設整備スケジュール等々、その前のごみ処理施設整備のスケジュール等々をお示ししてございますが、そのスケジュールに乗っ取りまして、地質調査は行ったものでございます。それから測量調査の関係ですが、地質調査を含めてのご質問でございますが、なぜ組合議会の方に報告しないのか、報告する予定があるのかというご質問だと思いますが、ほかの計画の報告書とは違いまして、特に地質、測量につきましては客観的な調査を行っている結果報告書でございますので、閲覧の方で対応というふうに考えております。なお、ＰＦＩ等導入可能性調査報告書につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、すでに一度説明をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○坂本　晃議長　――――― 事務局長。

○瀬山愼二事務局長　それでは、再質問にお答えいたします。先ほどの平成２９年度決算付表の中の１ページで、一般職員１０人ということでお話しさせていただきました。４月以降は、再任用職員が１人となってますので、この辺の表記につきましては、今後、有資格者が再任用を含め３人おりますので、十分検討していきたいと考えております。

○坂本　晃議長　次に、１番　川﨑葉子議員の発言を許します。

――――― １番　川﨑葉子議員。

○１番　川﨑葉子議員　それでは決算書の６ページになりますけども、先ほども説明がありましたが財政調整基金を取り崩して、４年に一度のバグフィルターのろ布の交換に３，０００万円を当てているという話でございました。４年に一度ということは、当然４年後また交換というふうになるんですが、この４年後また同じように財調を取り崩す考えなのか、今後の対応についてお伺いをします。そして、１６ページなんですけども委員会の報酬ということで、不用額５２万円が計上されました。その理由といたしましては、辞退をするということであったとい

うことですが、なぜ辞退をするというのかその理由について把握していらっしゃるのかどうか、今後の対応をどのようにしていくのか伺います。以上２点です。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 事務局長。

○瀬山愼二事務局長　それでは、４年に一度のバグフィルターに関する修繕ですけれども、４年に一度ということで４年後もまだ使用していると思いますので、また財政調整基金を取り崩して充当していく予定と考えております。以上でございます。

○坂本　晃議長　――――― 計画建設課長。

○佐野雄一計画建設課長　それでは２点目のご質疑にお答え申し上げます。１６ページ４款施設整備費の報酬についてでございますが、不用額が出た理由等のご質問でございました。まずは新施設建設等検討委員会の報酬につきましては、当初６回の開催を予定しておりました。実際は、２回の開催であったことから不用額が出たということでございます。もう一つ、事業者選定委員会報酬につきましては、やはり当初２回の開催を予定してございましたが、事実上１回開催したということでございます。それから、事業者選定委員会の委員さんの中に弁護士の方が１名おりまして、弁護士会における社会福祉活動の一環で活動していることから辞退したいというような申出をいただきました。事業者選定委員会につきましては、１名の方が報酬を辞退されたということでございます。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質疑ありますか。――――― １番　川﨑葉子議員。

○１番　川﨑葉子議員　それではですね、財調の取り崩しのことなのですけども、４年に一度また財調を取り崩すということでございましたけれども、最初から４年後に掛かることがわかっておりますので、また、今回は３，０００万円だけだったと思いますが、他にもですね不具合があった時には財調取り崩しで緊急で対応するということがあるかと思います。せめて、４年後はこの交換だとか、何年か後にはこの交換とかあらかじめ予測しているわけですから、当初予算に入れるという考えはないのか伺います。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 事務局長。

○瀬山愼二事務局長　例年ですと７，０００万円程の修繕費を見込んでおりますので、一般的にはその中で一般的な修理は見込めるのかなと。ただし、４年に１回

のバグフィルターにつきましては、今のところ財政調整基金で対応しようという考えですけども、いずれにしてもどういう形で４年後を迎えるかは、今後検討してまいりたいと存じます。

○坂本　晃議長　他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○坂本　晃議長　次に、議案第７号について、討論に入ります。討論のある方はご通告願います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○坂本　晃議長　討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第７号平成２９年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は、挙手を願います。

［賛成者挙手］

○坂本　晃議長　挙手全員と認めます。

よって、議案第７号は、原案のとおり認定することに決しました。

△一般質問

○坂本　晃議長　次に、日程第４、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

――――　１２番　金子眞理子議員。

［１２番　金子眞理子議員　登壇］

○１２番　金子眞理子議員　それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。それでは早速質問に入らせていただきます。

件名１、施設整備スケジュールの進捗について、お伺いいたします。平成２９年７月２０日に組合議会資料として当初発表されたスケジュールが変更され、稼働は平成３５年１２月と示されました。また、平成３０年３月１８日に開かれた

第１回ごみ処理施設事業者選定委員会に配布されたスケジュールには余熱利用施設整備も示されており、稼働時期は本体と同時期になっています。しかし、あくまでも余熱利用の施設が先行することはありえませんので、件名１での質問としては、施設整備基本計画に示された熱回収施設を主とする施設整備に関してお伺いをいたします。

（１）業者選定、要求水準書作成の進捗について、伺います。今年度の予算では新ごみ処理施設事業者選定委員会報酬５人分のほか、事業者選定委託料２７５万７，０００円が計上されています。第１回は昨年度の３月１８日に開催され、その後の会議は非公開となっていますが、まず会議の開催状況をお示しください。そして要求水準書の作成との関わりはどうなっていますか。アドバイザリー業務が平成２９年度から開始されており、株式会社建設技術研究所関東事務所が委託されています。組合がどのような施設にするか具体的に示す要求水準書ですので、計画書の詳細は業者選定委員会が関わることで具現化されていくのではと、考えますので要求水準書作成の進捗状況と選定委員会との関係をお答えください。

（２）農振除外、都市計画決定の事前協議の進捗について、お伺いします。県営かんがい排水事業安養寺地区の受益地であることから農振除外の申請は平成３２年度になってから行うことになっていますが、スケジュールでは平成３２年６月には除外でき、都市計画決定は８月とのことです。この土地が建設地として最適であるのかの調査の必要はないと、本議会は結論をつけました。何をもって最適地としたのかを調べることが出来ないまま事業を進めて行く、住民の中に疑問や懸念を残したまま進めて行くことは大変残念なことであると思っています。この農振除外が８年要件で３２年度まで先送りになった期間がこの再調査する絶好の機会でありましたが、この時間を最大限に生かすことが出来ず誠に残念です。平成３２年度までは約１年以上ありますが、法定手続きに係る各スケジュールと配布されたものによれば、平成３０年度は８月から図面の作成、１月には事前相談となっています。すでに取り掛かっているとのことになりますが状況をお伺いします。

（３）新設の搬入出路のスケジュールと進捗状況について、主要地方道鴻巣羽生線から県道内田ヶ谷鴻巣線を繋ぐ新たに設置される搬入出路についてはスケジ

ュールに示されていません。施設候補地選定段階では新たな搬出入路の必要はないことになっておりましたが、地域要望で整備をすることになり高圧線を避けて一部経路の変更がありました。配られた図面によりますと道路幅は８メートルの計画です。盛り土をするので底地は約１０メートル幅で全長１，７３０メートル、表面積は１３，８４０平方メートルの道路になるそうですが、進捗状況とスケジュールをお示しください。

件名２、財源内訳と予算計上年度について、伺います。

（１）施設建設の一般財源２４億円に対する各構成市の建設基金の状況について、伺います。現在建設に関わる予算で示されているのは、施設建設費だけですが、構成市から現金で納めていただくことになる一般財源は２４億円の予測です。建設基金は構成市がそれぞれ積み立てているので組合が管理するものではありませんが、把握しておく必要があると思います。そして、構成市としては、この２４億円以前の支出として交付対象外である土地購入費、造成費や道路、水路の整備費負担があります。そして同時期の建設としている温浴施設整備約１１億円という金額も交付対象外施設で全額負担です。全て起債で賄うということにはならないと考えると、各市の基金積立はまさにこの事業の生命線といえます。現状とおよその積立計画など把握しているのか状況をお尋ねいたします。

（２）土地購入、造成整備、新設道路、水路整備の概算と予算計上の時期について、伺います。土地購入については、平成３２年度に鑑定評価すると先の議会で松島議員にお答えがありましたが、スケジュールでは平成３２年１１月取得としています。取得予算の計上は普通に考えると平成３３年度になるのではないでしょうか。造成整備は平成３１年度に測量設計業務委託をする中で、およそその費用が把握できるとお答えになっていますが、プラントメーカー調査の中に造成外構工事費として１メートル嵩上げを行い、造成地盤高と想定した場合の平均は１３億円、特別高圧線送電線引込工事負担金７億１，０００万円という想定値を見つけることができました。盛り土による嵩上げはさらに必要ですので１３億円以上ということになるのでしょうか。土地取得後すぐに造成整備となると、その予算は土地取得年度と同時期の年度になるのでしょうか。また、新設道路は、以前申し上げましたが、嵩上げしない場合は通常このぐらいという値は把握してい

るのではないでしょうか。水路は整備内容や計画が全く示されていませんが、地域要望として最も多く強く要請されています。温浴施設からの排水処理を勘案してもしっかりとした整備が望まれます。また、新たに新設される道路の脇が水路になっているところもありますので、これは道路と併せて早めに公表する必要があるのではないでしょうか。

（３）といたしまして、維持管理経費年間８億５，０００万円平均、交付対象外事業債の公債費は構成市負担金で按分することになるが、このことについて構成市と協議をしているのか、お伺いします。スケジュールが順調であると、平成３５年１２月稼働ですから、そこから維持管理経費を按分していくことになります。また、一般廃棄物処理事業債の返済はその後に開始されますが、１５年の返済という計画のようです。組合債の返済は組合の公債費であって、構成市においては負担金という計上になるはずです。公債費そのものではありませんが、待ったなしの歳出であり、自治体運営に大きく影響することが想定できます。出来る限り負担金の軽減を、起債を少なくというのは建前でなく本音です。２０２５年問題というのが、どこの自治体でも抱えており、超高齢社会の到来による自治体運営における二重苦三重苦が想定されるものですが、まさにその時代に、必要経費としてこの組合の運営費を構成市は負担金として用意していかなければなりません。以前にも申し上げましたが、負担についての具体的というかあからさまな協議は行っているのか伺います。

件名３、ごみの分別と処理量について。（１）分別の均一化は図られているのか。３市での効率的な運営と財政負担をしていただくためには、同一の分別が理想的であると思います。甚だ恐縮ですが、行田市さんがまだペットボトルとペットボトル以外の容器包装プラスチック回収を始められていませんが、プラスチック資源化施設建設は按分していただくことになっています。プラスチックの分別は当初から課題として挙がっていましたが、ごみの分別を変えるであるとか、粗大ごみの収集などは、その住民にとっても大変大きな変化であり不満のもとになる可能性があります。順調にいっても稼働までに５年はありますが、処理量の把握などを考えても分別の均一化は組合として取り組み進めて行く必要があるのではないでしょうか。お伺いいたします。

（２）計画されている構成人口と処理量について実際の値と最終調整について、伺います。現在示されている計画書は平成２９年２月に発表されているものなので、数量は平成２７年を最終にしているようです。稼働時からみますと平成２７年というのは７年前の数値の計画になります。この３年間においても人口減少、ごみの推移は変化をしており、計画書にある人口予測や排出量予測は実際よりも計画書の方が多くなっています。将来も同様になるのではないでしょうか。なるべく近々の数字を活かせるように見直しを図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

いくつかございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

［瀬山慎二事務局長　登壇］

○瀬山慎二事務局長　それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、１、施設整備スケジュールの進捗についての（１）業者選定、要求水準書作成の進捗について、お答えします。事業者選定スケジュールにつきましては、本年３月１８日に開催した第１回新ごみ処理施設事業者選定委員会の資料５、協議事項及びスケジュールの中でお示ししており、７月の組合議会定例会終了後、事業の進捗状況の中でご報告したとおりでございます。９月２８日は２回目の事業者選定委員会を開催し、事業概要書及び事業者募集、選定方法などについて協議を行いました。大まかな今後の予定について申し上げますと、来年の平成３１年９月に実施方針の公表、再来年の平成３２年３月に要求水準書等の事業者募集に係る関係書類を公表し、入札公告を行う予定でございます。また、同年１０月には落札者を決定し、地方自治法第９６条第１項第５項の規定に基づき、契約締結に関する議会の議決をいただく予定で進めてまいります。

次に、（２）農振除外、都市計画決定の事前協議の進捗についてですが、本組合では現在、再来年の平成３２年６月の建設予定地の農振除外及び新ごみ処理施設の都市計画決定に向け、鴻巣市と協議を進めております。農振除外の主なスケジュールといたしましては、今年度除外の申出に必要な資料等を作成するため、関係機関との調整を行っております。また、来年の平成３１年７月には除外の申出書を鴻巣市に提出する予定でございます。都市計画決定の主なスケジュールと

いたしましては、今年度から来年度にかけて、決定権者である鴻巣市と調整、協議を行ってまいります。

次に、（３）新設の搬入出路のスケジュールと進捗状況についてでございますが、来年度の当初予算に、搬出入路の整備に係る測量設計及び用地測量経費を計上する予定でございます。また、今後のスケジュールにつきましては、再来年の平成３２年度から翌平成３３年度にかけて用地買収を行い、平成３３年度から平成３５年度にかけて整備工事を行う予定でございます。

次に、２、財源内訳と予算計上年度について、お答えいたします。

まず、（１）施設建設の一般財源２４億円に対する各構成市の基金の状況と組合の予算計上時期についてでございますが、平成３０年度末現在の構成市ごとの基金の積立見込み額は、鴻巣市が約１１億２，０００万円、行田市が約５億円、北本市が約４億５，０００万円と伺っております。また、新ごみ処理施設の整備費用の予算計上の時期については、再来年の平成３２年度当初予算において平成３５年度までの継続費または債務負担行為を設定し、平成３２年度から平成３５年度までの各年度ごとの出来高に基づき、それぞれ当初予算に計上する予定でございます。

次に、（２）土地購入、造成整備、新設道路、水路整備の概算と予算計上の時期についてでございますが、建設予定地の土地購入費用については、再来年の平成３２年度当初予算に計上する予定でございます。また、造成整備費用については、現在、造成時期について、新ごみ処理施設の整備と併せて行うか、先行して行うかの検討を行っております。遅くとも、再来年の平成３２年度当初予算には計上いたします。なお、新設道路及び水路整備費用の予算計上時期については、単年度に過度な負担が生じることのないよう、今後、構成市と協議しながら平準化に努めてまいります。また、土地購入費用などの概算については、施設整備スケジュールに合わせ、公表できる段階で公表してまいります。

次に、（３）維持管理経費（８億５千万円）、交付対象外事業債等の公債費について構成市と協議しているのかについてでございますが、平成２８年度より組合予算説明会を通じまして、構成市の財政担当部局及び環境担当部局と整備費用等に関する情報交換を行っております。今後も引き続き、構成市との密接な情報交

換に努めてまいります。

次に、３、ごみの分別と処理量について、お答えいたします。

まず、（１）分別の均一化は図られているのかについてでございますが、随時構成市の環境課と分別の均一化に向けた調整を行っております。

次に、（２）計画に示されている構成人口と処理量について、実際値との最終調整についてでございますが、構成３市の直近の人口及びごみ量をもとに、来年度、構成市ごとのごみ量推計値の再算定を行う予定でございます。今後も、適正な施設規模に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質問ありますか。――――　１２番　金子眞理子議員。

○１２番　金子眞理子議員　１回目簡潔にご答弁いただきましてありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

順番に、件名１の（１）ですが、先の議会で竹田議員へのご答弁の中に、先ほども質疑があったのですが、地盤調査結果の分析と検証は業者選定委員会が専門家にお願いするということでしたけれども、今年度、事業者選定委員会は１回開催で２回目はないということでありました。地盤調査結果については、この委員会では議題としたのかしないのか、お答えください。また、要求水準書の作成は次年度ということらしいのですが、要求水準書というのは通常１００ページあるいはそれ以上のものになります。施設に求められる内容が具体的に詳細に書かれたものですから、専門性も必要でありますが、コンサル主導になりがちであることは想定されるのですが、組合が有する施設がより良いもの、そして効率性の高いものにするためにはその要求が示されたものになっていなくてはなりません。業者選定の基準となっていくものですから、しっかり検討いただくこと、そして時間をかけ構成市間で議論いただくことが必要だと思います。委員の皆様が頻繁にお集まりいただくことは大変困難なことだと思いますので、ぜひ今年度から取り掛からない理由は何か、お答えください。２点ですね。

それから、（２）の農振除外の関係ですけれども、資料作成のための調整を行っていると、鴻巣市と協議をしているということですが、鴻巣市だけで済んでいるのでしょうか。例えば、白地と言われるものは有るのか無いのか。また、障壁

となるような時間の掛かる事案は有るのか無いのか。いかがでしょうか。

それから、（３）の新設搬入路のスケジュールの進捗状況ですが、平成３０年３月１日の新ごみ処理施設整備に伴う搬出入路整備に関する説明会の資料では、すでに市道番号が示されています。これは市道の拡幅造成工事であるのか、我々新設工事と認識したのですが、すでに市道番号があるんですね。ですので、拡幅造成工事なのか、それらを鴻巣市にお願いをすると聞いていますが、来年度以降の測量、用地取得、整備工事の発注者は組合になるのかどうか、お答えください。

それから、２の（１）の各構成市の基金についてはわかりました。まだ期間がありますので、まだまだ積立てを必要とするのかなというのが、他の案件のお答えから想像できました。

（２）の方へ進ませていただきます。これらの土地購入であるとか、水路の整備とか概算や予算の計上の時期ということでありますが、継続費が組まれるのが平成３２年度からで債務負担になるものもあるということですが、平成３２年度当初は、お答えの中から拾い上げますと土地購入費、造成費、新設道路の測量と設計、土地購入とのご答弁でした。概算は時期が来ないと公表しないということですね。交付対象外事業ですから、これは私に答えなくても正副管理者会議であるとか参与会ではぜひ概算をお示しください。早い時期に概算をお示しいただかないと、構成市も負担金の準備ができません。準備ができなければ事業はできません。よろしくお願いいたします。これは要望とさせていただきます。

また、土地の購入に当たってですが、不動産鑑定評価の予算も平成３２年度と言われております。農振除外の予定が平成３２年６月です。土地購入も３２年度に行うので当初予算に計上するとの答えでした。いつ鑑定評価するのですか。出来る限り正確な予算計上でなければなりません。地方財政法で、合理的な基準によりその経費を算定し予算に計上しなければならない、また、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない、とあります。普通に進めると土地価格が明らかになってから購入予算が組まれるのではないですか。５．５ヘクタールと面積が決まっていますから、平成３２年度当初予算に土地購入費が計上されるということは、不動産鑑定が終わってない段階で計上されるわけですから、もう価格がほぼ決まっているということになってしまいます。

ほぼ決まっているのですか。お答えください。

件名２の（３）といたしまして、維持管理経費、構成市と協議しているのかということですが、これまで情報交換を行っているとのお答えですが、私が聞きましたところ最近では行われていないのではないでしょうか。組合予算説明会という会はどこに位置づけられているのでしょうか。参与会の中に置かれているのですか。これまで、いつ行ったのか、情報交換とはこれまでどのようなことが交わされたのか、お答えください。

それから、件名３に行きまして、ごみの分別と処理量について、（１）の分別の均一化が図られているかという点で、同じ分別が理想的であろうということであります。それはごみの量を把握すること、また、プラスチック資源化施設を按分いただくという大きな問題があるからです。随時調整しているというお答えでしたが、実際何を調整しているのか教えていただけますか。私は、リサイクルできるもの、資源になるものはなるべく資源にしていただきたいという考え方ではありますが、現在、プラスチックについてはマイクロプラスチックの問題がクローズアップされてきております。環境省でも乗り出しているということで、今後プラスチックの処理については、大きな変化が起きるのではないか、減量化が進められて行くということになれば、１９億円掛けたプラスチック施設の必要性、効果的なものというのはいかがなものかという時代が来るかもしれない。そういったことをしっかりとこの時期に確かめていただいて、法律がありますが義務付けられてはいないんですが、容器包装についても行っていくんだとすれば、極力小さいコンパクトなものにしていくとか、そういう協議は必要だろうと思います。民間で処理できないものではありませんので、長期に考えてどちらが有効なのかということも考える必要があると思います。ですので、必ずしも行田さんが急いでおやりになる前に、よく話し合っていただいて施設の縮小というのも含めてご協議いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから計画に示されている構成人口と処理についてですね、来年度協議をしていただくということですが、先ほども申し上げたかもしれませんが、量につきましては、金額的には決算ということで９月ぐらいに明らかになりますけども、量は３月の末で締め切った段階で動きませんので、来年度の数量を入れ込むよう

な形で、業者選定は３２年度というお話でありました。まさに、そのマイクロプラスチックの問題も含めて、国を挙げて使い捨てプラですとか、レジ袋の見直しが始まっている時代ですね、このプラスチックの量が減量するということは、発電にも影響がありますので、排出量というのは年度末締めで４月集計した段階で活かしていただけるようにしてもらいたいな、３１年度分まで集計して計算をして計画に示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。以上よろしくお願いいたします。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

○瀬山愼二事務局長　１０点ほどですかね、ご質問いただいたと思います。順次お答えいたしたいと思います。

まず、地質調査の結果、事業者選定委員会で報告しないのかとのご質問だったと思いますけれども、地質調査結果については、今後事業者選定委員会において要求水準書の内容を検証する中で必要に応じて説明する予定となっております。

２番目といたしましては、要求水準書の作成がいつ頃になるのか、ちょっと遅くないのかというご質問だと思いますけれども、事業者選定スケジュールでは、来年１１月に開催いたします第５回事業者選定委員会において要求水準書について協議していただく予定でございますが、多少前倒しをいたしまして余裕をもって入札公募予定の平成３２年３月上旬までには作成していきたいというふうに考えております。

続きましては、農振除外のお話だったと思いますけれども、農振除外で調整する関係機関についてということで、具体的には関係機関等ですね、鴻巣市農用地除外に関する指導要綱で規定されております鴻巣市では農業委員会、建築課、都市計画課、道路課、産業振興課、下水道課、生涯学習課となっております。また県においては北本県土整備事務所であり、その他の関係機関としては、ＪＡさいたま、元荒川上流土地改良区、種田野通川土地改良区、笠原土地改良区などを予定しております。

４番目といたしましては、造成等についてご説明がありましたけれども、負担金として組合は鴻巣市の方に支払う予定でございますので、発注者は鴻巣市の方という予定となっております。

５番目といたしましては、概算を早く示すべきだというお話もありましたので、こちらもわかり次第その都度議会等に報告してまいりたいというふうに考えております。

６番目といたしましては、不動産鑑定のお話だったと思いますけれども、不動産鑑定につきましては、最終的には直近の不動産鑑定で鑑定評価をしていただいていくと思いますけれども、できれば通常は６月で鑑定の時期が更改となっておりますので、早い段階で鑑定を行いながら最終的な不動産鑑定にもっていきたいというふうに考えております。

７番目といたしましては、構成市に対し詳細な情報提供をするべきではないか、予算説明会では具体的にはどんな内容を情報交換してるか、というような内容だったと思いますけれども、施設整備費等の構成市の情報につきましては今後予算計上する事業内容等について年度ごとに整理し、引き続き最新の情報を提供してまいりたいと考えております。予算説明会については、翌年度の当初予算に関する説明だとか、今後の事業計画の情報提供も行っております。いつの時点でどのような事業を行うかなど最新の情報を提供してまいりたいと思います。今後におきましても構成市との緊密な情報交換に努めてまいりたいと思います。

８点目は、分別の均一化の質問だったと思いますけれども、分別の均一化に対しては基本的には鴻巣市の事務となりますが、分別を徹底することでごみ処理の適正化やリサイクル率の向上等に繋がることなどから、施設稼働までに構成市ごとに分別の統一化に向けたスケジュールを組んでいただき、市民が混乱することのないようお願いしてまいりたいというふうに考えております。失礼しました、分別の均一化に対しては基本的には鴻巣市と私発言いたしましたが、構成市の事務となりますということで訂正させていただきたいと思います。

９番目にはどんな内容を調整しているのかというと、これまでは整備する処理上の処理区分をどうするのか、それによって構成市のごみ処理区分がどう変わるかなどを調整してまいりました。新施設では熱回収施設、不燃ごみ、粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤードなどごとに構成市によって分別処理区分が異なっている場合もあるため、構成市ごとの処理区分の話を進めております。

最後は排水路の関係だったですかね、排水路の関係も直近でいけるかってことでありますので、先ほど申し上げましたようにごみ排水路等についても、来年度ぎりぎりまでは排水路の見直しも検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

［「答弁漏れ」と呼ぶ者あり］

○坂本　晃議長　答弁漏れありますか。――――　１２番　金子眞理子議員。

○１２番　金子眞理子議員　件名１の（２）のところで白地といわれるものは有るのか無いのか、障壁といわれるような時間の掛かる案件はないのかというところ、農振除外のところですね、都市計画決定の事前協議についてお答えをお願いしたいと思います。土地の購入価格というのが、不動産鑑定で決まってそれを直近の鑑定を平成３２年６月に行う予定というようなお話がありましたが、それに対する購入金額がその年にもうすでに計上されているというのはどういう事かということをお尋ねしていたのですが、それについてのお答えがなかったのでお願いしたいと思います。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

○瀬山愼二事務局長　２点ご質問いただきまして、まず青地、農業振興地域の農用地区域と白地、農用地区域でない地域ということでございますが、白地は今のところないというふうに私どもは聞いておりますけれど、再度確認をさせていただきたいと思っております。それと不動産鑑定につきましては、場合によっては前年くらいから不動産鑑定をやっていけるのかそういうものも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。最終的には直近の不動産鑑定に基づいた土地購入にいきたいというふうに考えております。

○坂本　晃議長　暫時休憩いたします。

午後　３時　３４分　休憩

午後　３時　４５分　再開

○坂本　晃議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしますので、ご了承願います。続いて、４番細谷美恵子議員の質問を許します。

――――　４番　細谷美恵子議員。

［４番　細谷美恵子議員　登壇］

○４番　細谷美恵子議員　４番細谷美恵子です。通告に基づいて新施設建設等検討委員会とその検討内容について伺ってまいります。新施設建設等検討委員会、つまり余熱利用施設検討委員会は予定の全６回のうちこの９月に第４回を終え、次回５回では１回分を端折り、一挙に最終の答申案提出作成まで行くところとなっております。先日次回の第５回は延期となりましたけれども、私はこれまでこの委員会の傍聴を続けておりまして、そもそもなぜ、というところがいくつかありますのでここで質問をしていきたいと考えます。余熱利用施設はご承知のようにごみを焼却する時に出る排熱を利用した施設で、あくまでも利用するのは余熱であります。ごみ焼却炉本体の規模や内容によってその排出量に違いが出ると考えます。本組合のごみ焼却炉本体がどのようなものになるのか、現在事業者選定委員会が開催されていますが、再来年までベールに包まれ進捗状況なども含め、議会にも詳細な内容が知らされていません。そのような中、どうして温浴施設に使う余熱の量などが算出されるのでしょうか。可燃ごみ処理に伴い発生するエネルギーは最大限発電に利用すると、平成２９年２月の鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画では明言しています。最大限発電に回して残りどれだけ温浴施設に供給できるのか、それが確約できるのか、不思議です。検討委員会資料ではプラントメーカーアンケートにより３，０００から５，０００メガジュールが供給可能とし、その最大値５，０００メガジュールを採用し、この範囲を上限として施設の決定を促しています。また施設規模についても資料では参考文献からとし、１７万人の集客を前提に算出し提案しているところであります。そこで１つ目といたしまして、本体、炉の内容も決まっていないのに、なぜ余熱施設の規模など内容が答申できるのでしょうか、答弁を願います。

次に、検討委員会では施設の規模を延べ床面積２，０００平方メートル以上、集客数１７万人を見込む、建設費１１億円とするとしております。あくまでも、外枠、たたき台と言いますが、民間参入意向調査も行わないうちに、このような数字が独り歩きしているように思えます。実際管理者も７月議会で私の質問に対し、華美なものはいらないと言われています。事業方式はＤＢＯ方式との検討委

員会の結果を見ても、民間能力の利用は不可欠。その意向をチェックせずして突き進んでいいのでしょうか。実際、プラントメーカーに温浴施設のアンケートをとった結果を見てみても、温浴施設参入には尻込みする業者が多く、では専門的に扱うゼネコンに参入意向調査を行ったかというとその形跡はなく、スケジュール表を見てもその予定は見当たらない。温浴施設には素人集団であるごみ組合が先走って枠を決めてしまってよろしいのでしょうか。私は７月議会でもこのことについて指摘しましたが、今後検討したいとの答弁に終始しました。ここで２つ目の質問といたしまして、なぜ規模、内容などの外枠を決めてしまうのでしょうか。答弁を願います。

次に、やはり検討委員会において、年間収益について５，０００万円と試算をしています。また、事業方式は公設民営であるともしています。ならば詳細な契約内容にもよるのでしょうが、施設整備費に掛かった１１億円の回収はどうなるのでしょうか。それについては検討していますか。３つ目の質問といたしまして、公設民営といいますが、経営は独立採算になるということでしょうか。であれば、建設費は回収できないということになりますか。答弁を願います。

次に、傍聴するに、入場料による損益分岐点などの紹介などがありましたが、そもそも集客が思うようにいかず損失が出続けた場合についての議論は聞こえませんでした。ＤＢＯということで損失があろうが利益があろうが民間で始末するということなのでしょうか。これこそ検討課題ではないでしょうか。数ある施設で損失が出ている現状を知りながら、なぜ十分な討論がなされないのか不思議に感じます。４つ目の質問といたしまして、採算の取れない状況を検討はしないのでしょうか。答弁を願います。

最後に、この検討委員会は管理者の諮問を受けて設置されたものであります。管理者にとってこれから出される答申の位置づけはどのようなものでしょうか。答弁を願います。以上を持ちまして、１回目の質問とさせていただきます。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

［瀬山愼二事務局長　登壇］

○瀬山愼二事務局長　それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、１、新施設検討委員会（余熱利用施設）検討内容についての（１）

本体（炉）の内容も決まってないのに、なぜ余熱施設の規模など内容が答申できるのかについてお答えします。本組合では、施設整備基本計画の策定にあたり、広域化方針における余熱利用可能量の調査結果を踏まえ、ごみ処理方式別の発電量等について、プラントメーカーにアンケート調査を行いました。その結果、いずれの方式においても、５，０００メガジュールの熱量が余熱利用施設に供給可能となっております。こうしたことを踏まえ、新施設建設等検討委員会では、供給可能な熱量を基に、どのような施設整備が可能なのか、また、施設規模については、構成３市を商圏とした場合に、どのくらいの利用者が見込めるのかについて、参考文献をもとに算出し、いずれのごみ処理方式でも整備可能な施設内容及び、最大の施設規模をお示ししたものでございます。

次に、（２）なぜ、規模、内容などの外枠を決めてしまうのか、についてでございますが、今後の余熱利用施設の事業者選定に当たっては、本組合で作成した仕様書に基づき、民間事業者から提案書を提出していただきます。仕様書には、余熱利用施設の規模や整備内容等、一定の条件を示すことにより、提案書の評価及び比較が、公正、公平に行えるものと考えております。

次に、（３）公設民営というが経営は独立採算になるということか、であれば建設費は回収できないということか及び（４）採算の取れない状況を検討しないのか、については関連がございますので、一括してお答えいたします。今後の事業者選定に当たっては、民間事業者から提出された提案書について、事業費や採算性などを、総合的に評価することになるかと存じます。運営費の負担関係については、収支状況に拘らず、民間事業者との契約締結時に決定されることになりますが、集客性、採算性の高い提案を採用してまいりたいと存じます。なお、提案書の評価方法など、詳細については、今後検討することになりますが、他の事例を見ますと、収益の度合いによっては、その一部を組合の収益とするなどの取り決めを行っている例もあるようでございますので、先行事例を参考にしながら検討してまいります。

次に、（５）答申の位置づけは何か、についてでございますが、答申とは審議会や検討委員会等への諮問に対する具申ということであり、参考意見にとどまり法的拘束力はございません。しかしながら、そもそも審議会等は、行政の適切な

運営を図るために、意見を反映させることを目的に設置されていることから、重要な役割を担っており、その答申は十分尊重しなければならないと認識しております。以上で、答弁とさせていただきます。

○坂本　晃議長　再質問ありますか。――――　４番　細谷美恵子議員。

○４番　細谷美恵子議員　それぞれご答弁ありがとうございました。順番に再質問をさせていただきます。

まずはじめの、本体、炉の内容も決まっていないのになぜ余熱施設の規模など、内容が答申できるのか、について答弁いただきましたけれども、まず５，０００メガジュールというところなんですけれども、組合の方から出されたプラントメーカーのアンケートによるとというところを読みますと、３，０００から５，０００メガジュールということがアンケート結果で出ているということなんですね。そうしますと、その中の３，０００から５，０００のなぜ５，０００を取るかということが疑問に思えるわけなんです。アンケートの中でも１番大きなところを取ってこれだけ確保できるというようなところが、不安に感じるわけなんです。少し楽天的すぎませんかというところで、３，０００から５，０００というアンケート結果にもかかわらず、５，０００を妥当としたというその根拠についてお伺いしたいと思います。それが１点目です。

同じところで２点目といたしまして、施設の規模について１７万人の集客を見込み、２，０００平方メートル以上の施設ということなんですけれども、この１７万人の算出の仕方というのに私不思議に感じまして、配られた資料によりますと３市の温浴施設などを年間利用した延べ人数が５６万３，２１２人で、いわゆる既存施設、行田市２つ、北本市２つ民間施設がございまして、そこを利用した延べ利用者数が３９万人、それを引き算しまして５６万強から３９万人を引きまして、１７万人というふうに出したということなんですけれども、この数字単に私この１７万人というのは一体どこを今利用している人なのかというふうに思うんですね。私の推測になってしまうのかもしれませんけれども、この１７万人という数字は今現在どこに行っているのか。それは例えば熊谷市にできました花湯の森とかいう、いわゆる超大型、超高級風な温浴施設に行っている。もしくは、本格的な草津、箱根そういうところに行っている方が１７万人延べ数というふう

にも考えられないでしょうか。その方々が、鴻巣にいわゆる沸かし湯ができた時に、その１７万人をごっそり延べですけれども来るというふうな、短絡的な考えじゃないのかなと。この１７万人の質、内容についてよく考えた方がいいんじゃないか。こういう形で規模数を決めていくと、ミスリードになりはしないかというふうに考えます。単なる引き算１７万人の人、今行田と北本両方に行っていない方は一体どこに行っているのか。それが鴻巣の沸かし湯に来るのかどうか。そこのところを考えた時に１７万人規模で、これは少なく見積もって１７万人だというんですけれども、少なく見積もって１７万人じゃないような気がしますが、この点についてどのような視点で１７万人を勘案したのか、もう一度答弁を願います。

次に、２つ目のなぜ規模、内容などの外枠をあらかじめ決めてしまうのかということについて、そういうふうに形、仕様書とか提案を出していただくために組合の方であらかじめ仕様書を出した方がいいんだというようなことでおっしゃったと思うんですけれども、今ご存じだと思いますけれども、こちらの方にも組合の方からも出ていたかと思うんですけれども、民間の参入意向調査というのがあらかじめ先にあった方がいいのではないかと、私７月議会でもこれ取り上げたんですけれども、今他の自治体でもいろいろな事業をやる時にいわゆるサウンディング型という方式をとると、いろいろお話を専門業者としながら、どのような様式、どのような規模、どのような形がいいのかということを聞きながら決めていくと。規模を決めて、内容を決めていくと。先にこちらが決めるのではなくて、そんな形をとっていて失敗をしないようにやっていくというところが増えているというふうに聞いています。まずは民間の意向調査、なぜやっていないのか。ヒアリング、対話を通して、条件内容等の検討を図り、その後事業公募実施に向けていくというのが、いい形ではないかと思いますがいかがでしょうか。これについて順番が逆ではないかと思いますので、ご答弁を願いたいと思います。この形をとることによって、行政内部だけで活用方法や民間事業者の公募条件などを設定するのではなく、活用意向やアイディアのある民間事業者から広く意見、提案をもらうべきだと考えます。行政側と民間側がともに実現可能な枠組みを検討するために、先ほど申し上げました、サウンディング型市場調査を実施すべきだと

考えます。こういうことは計画していませんでしょうか答弁を願います。そもそも行政側のメリットも大変大きいと考えます。事前に市場性を確認することで幅広い検討が可能になりますし、民間事業者のノウハウやアイディアを活用した検討、公募条件の設定、策定ができるというふうに考えます。こういうことをやらないというのは、逆に初めから大きいものを作るんだというありきというふうに感じてしまうんですけれども、民間の意見を聞けばそうではないんだよということもあり得るということ。そういう場合にはどうするのか、そこらへんも私は非常に疑問に思ってますので、こういうサウンディング型市場調査こういうことを計画していますでしょうか、答弁を願います。

次に、公設民営の形をとるということで、検討委員会の方でも固まったということを傍聴で聞いておりますけれども、建設費が今のところだと１１億円くらいの規模でこれはもちろんたたき台、外枠だということなんですけれども、これを民間に経営をお任せするということになれば、建設費１１億円はそれぞれ各市が分担するということは管理者間で決まっているようですけれども、それは回収できないのか、どうなのか。こういうことを随時それについて今ちゃんとした答弁がなかったような気がするんですけれども、民間事業者との契約締結時に決定していくというような話だったと思うんですけれども、これこそ最初に条件として提示する話ではないかというふうに考えます。建設費はもういらないからその後のところはもうお任せですよ、損失が出ても利益が出ても行政の方は一切関わりませんというのか、損失が出た時だけこちらが行政の方で補填しますよとかいろいろなパターンがありますので、そういうところが１番初めに話し合われることではないかと、施設のお風呂がどうだとかそういうことよりも大事だというふうに思います。なぜかといいますと、北本と行田で今２つずつ民間がありますけれども、北本の１つの民間施設が来年の１月に閉店するという話を聞きました。温浴施設ですね、美肌の湯というのがなくなるというふうに伺いました。なぜなくなるのか、これはやはり採算が取れないということで、別のホテル事業に変わるというふうに聞いています。民間でも採算が取れない事業でもあるのに、バラ色のイメージのみが提案されているように感じまして、信憑性に欠けるというふうに考えます。採算が取れなかった場合はなぜそのケースを話し合わないのか、５

年後、１０年後、２０年後の老朽化に備えて回収を見通した損益予想も提案が必要ではないのでしょうか。５００円の入場料で１７万人いる場合にとか、いわゆる入場料を取って１７万人が来て、入場料が３００円の場合、５００円の場合、７００円の場合、そういうようなイメージ図は出されたかと思いますけれども、そういうことだけではなくて、全く１７万人ではなくて、１万人しか来なかった場合どうなるのか、そのようなことを話し合うことが重要だというふうに思います。建設費の回収の有無、これこそ最初からの条件提示事項ではないかなというふうに考えますが、これについていかがでしょうか、答弁願います。

それから、不採算時の予測というのはなぜ立てないのでしょうか、これについて答弁を願います。損失が出た場合は組合負担になるのでしょうか、これについて答弁を願います。契約締結時の決定では遅いと思います。これこそ始めに提示する条件かと、一番重要かと思いますが、その予定はありますか、答弁を願います。

最後に５つ目の答申の位置づけというのは何かということでお伺いしております。管理者からの諮問機関ということで設定された審議会、委員会でありますが、ご答弁のように法的拘束力はなんらないということであります。なんらないんですけれどもこういうところで検討されると、いかにもそれが全ての民意かのように動いていくということが、私は心配をするところであります。このような委員会というのは、法務局の方でも非常に疑問視しておりまして、だいぶ国の審議会、委員会等が削減されていると、今から十何年前くらいから削減が進んでいるというふうに聞きます。なぜならばこのような委員会の出した答申というのは、責任者を曖昧にする弊害があるとされている。責任者がこういった委員会を隠れ蓑にしているという指摘もあると。こういった諮問機関の答申になんら法的拘束力はないとは言うけれども、先ほど確か答弁があったように、十分尊重されるべきだというような形を前面に押し出してくるというようなところで、法的には何ら拘束力はないんですけれども、これが金科玉条のように動き出すということが懸念されるところでありますが、あくまでも決定責任は行政機関、いや管理者にあるということでよろしいでしょうか。その点について管理者はどうお考えでしょうか。答申はあくまでも参考という程度であって、いかなる結論でも決定の責任は

管理者にあるということでよろしいでしょうか。この点についてご答弁を願いたいと思います。

そしてですね、これが一つなんですけれどももう一つ、もしこの諮問機関が先ほど答弁であったと思うんですが、重要な役割があるとするのであれば、構成員の数が３市で不平等になっているという現状があります。これについて行田市としても非常に疑問に思っています。全部で１６人ですけれども、行田と北本が３名ずつ、そして有識者が３名、あとの７名が鴻巣の方ということで不均衡になっている。７名の鴻巣の方のうちの４名は、管理者が必要と認める者ということで第５号委員ということで鴻巣の地元の方だと思うんですけれども、４名の方が名を連ねているということでなっています。ただこれはこの余熱利用施設が、管理者がおっしゃるように、地元対策の地元の方々のご苦労に対してのお風呂をつくるためだということのそのお風呂の諮問機関ということであれば、これは私は理解できるんです。ただそうでなくて、３市が行田も北本もこのお風呂を十分使って健康増進にということであれば、なぜこういう不均衡が起きているのか。ましてや今の話ですと１７万人の２，０００平方メートルの１１億円の商業ベースにのったような施設、地元の方々の慰労のためではなくて、商業施設のようなものになってきた場合にですね、そういう諮問機関としては人数の不均衡を感じますけれども、この点についてもう１点、先ほどの責任はあくまでも管理者ということでいいんですかということと、もう一つ諮問機関の構成員の割合についてどうお考えなのか、この２点について是非管理者の方からお伺いしたいと思います。以上を持ちまして、私の再質問とさせていただきます。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

○瀬山愼二事務局長　今再質問７点ほど頂いたと思うんですけれども、まず１番目のプラントメーカーのアンケートには３，０００から５，０００メガジュールの供給可能としてその最大５，０００メガジュール供給可能としているこの数字が本当に妥当なのか、最大発電にまわす大前提があり、楽観過ぎてないかとのご質問かと思いますけれども、プラントメーカーアンケート調査時に確認したところ、余熱の蒸気と排出される熱量として最大５，０００メガジュールの供給が可能との回答は得ておるところでございます。現在、新施設建設等検討委員会で検討し

ております余熱利用施設につきましては、おおむね３，０００メガジュールくらいの施設かなということで検討はしているところでございます。ですので問題はないというふうに考えているところでございます。

次の参考文献によって見込利用者数が１７万人と単なる引き算じゃないかということで、ミスリードというようなお話も先ほど伺いましたけれども、１７万人の質を考慮するよとこのような視点も勘案したかとのご質問だった思いますけれども、１７万人については、新施設建設等検討委員会において施設規模を検討するための資料作成にあたりまして、たたき台となる施設規模を示すため構成３市を商圏として見立てた場合にどのくらい利用者が見込めるのかについての参考文献を基に算出したものでございます。今後事業者選定にあたりましては、民間事業者から提出された提案書について集客性、採算性の高い施設整備を目指してまいりたいと考えております。

３番目につきましては、ご提案があったサウンディング型市場調査についてのことかなと私どもは捉えております。サウンディング型市場調査を取り入れる行政が昨今では多いということを伺っております。本組合としても来年度実施に向けてサウンディング型市場調査ができるかどうか十分に検討してまいりたいということで考えております。

４番目は、不採算時の予測や損失が出た場合の組合がどう負担するかとのご質問だったと思うんですけれども、事業者選定時に事業収支等の精査を行った上で施設の収入のみで運営を負担できない場合に関しては、指定管理料として、組合が指定管理料を負担し、施設を運営していく方法も今後検討していくことになるという考えでございます。いずれにしても、本組合としては民間事業者から提出された提案書について、事業費や集客性、採算性等を総合的に評価してまいりたいと存じます。

５番目としては、民間でも採算を取るのが難しいとされる事業なのにバラ色のイメージのみで提案されたのは信憑性に欠けるというようなご質問だったと思うんですけれども、事業収支等については類似事例の経過を基に算出したものであることから、今後十分精査してまいりたいと考えております。

６番目としては、答申のお話だったと思うんですけれども管理者のみが決定権

者とのお話もありましたけれども、当然３市でやってる事業でありますので、正副管理者を基に十分検討させていただきたいというふうに考えております。

７番目といたしましては、構成員が不平等ではないかというそういうような内容だったと思うんですけれども、地元対策の諮問機関ということでは理解ができるというお話も伺ったところでございます。新施設建設等検討委員会は新施設等の整備に関して必要な事項について、調査研究及び検討を行う諮問機関となっております。第５号委員につきましては、郷地、安養寺地域の自治会代表者で組織いたします、ごみ処理運営協議会から推薦された委員でございまして、検討委員会として協議に加わって頂くことで、地元の考えを述べていただいて、検討事項について情報収集するために委嘱しているところでございます。いずれにしても、ごみ処理施設ができることによりまして、収集車が来ることによって、臭いや液等が漏れますので、あくまでも迷惑施設という位置づけの中で地元対策ということで、温浴施設を検討しているところでございます。以上７点お答えいたしました。以上でございます。

○坂本　晃議長 ――――― 管理者。

○原口和久管理者　それでは、管理者が全て決定するのかということであります。当然最終的な判断は私になりますけれども、この運営につきましては、行田、北本、鴻巣の３市の組合でございまして、それぞれ首長に出ていただいておりまして、正副管理者会議というのもございます。そういう中で最終判断をしなくてはいけないのは当然でございますし、また議会の皆さんからのご承認というのも必要でもございます。議会の皆さんのご意見と、そして何より住民の待ったなしの施設でもございますので、住民の皆さんにもご意見を伺いながら最終的に私ども決定をしていく。そんなことで今後進めていきたいとそのように思います。

［「答弁漏れ」と呼ぶ者あり］

○坂本　晃議長　答弁漏れありますか。――――― ４番　細谷美恵子議員。

○４番　細谷美恵子議員　管理者のご答弁いただきたかったのは５番目の答申の位置づけについて伺いたかったんです。全体のではなくて、答申というのは管理者から諮問があって、答申があるというそういう形なんです。管理者からの諮問で、諮問機関が設定されて、諮問機関の構成員のことが一つと、答申されたものに対

して管理者としてどの程度の位置づけですかと、責任者は管理者ということでよろしいですかということ。答申のことについて聞いてるんですよ。全体のことについておっしゃったんで、これについて、同じ、正副管理者というふうにおっしゃってたかと思うんですけれども。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 管理者。

○原口和久管理者　先ほどお答えいたしましたとおりでございますし、また審議会等につきまして、検討委員会につきましては、事務局長の方の答弁のとおり、私もそのように考えております。

○坂本　晃議長　以上で、細谷議員の質問は終結いたします。暫時休憩いたします。

午後　４時　２２分　休憩

午後　４時　２３分　再開

○坂本　晃議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、阿部愼也議員の質問に入りますが、パネルの使用を許可しております。

――――― ８番　阿部愼也議員。

［８番　阿部愼也議員　登壇］

○８番　阿部愼也議員　８番阿部愼也でございます。まずはじめに市民が疑義を感じ、これはおかしいだろう、それは違うだろうということについては、議会において質問し追及して、その内容を明らかにして市民に報告することは、議員として当たり前のことであります。今回私が問題にしているのは、この組合に大きく関わる問題であります。それは鴻巣市が鴻巣市内に建設予定の新ごみ処理施設建設候補地選定に係る極めて重要な文章、文章不存在の為として非公開としたことにあります。現在不服申し立てをしております。当該文章は鴻巣市が作成して、建設候補地の農地に係る農振除外の可能性を探る事前協議のために、４箇所を抽出し１番候補地はここだと、現在の候補地を示した文章であり、これはさいたま農林振興センターに提出して指導を仰いだ公文章であります。その目的が未だ達成されていないにも関わらず、鴻巣市には必要のない文章とした見解は、到底理解できるものではありません。また不存在を理由に非公開としたことについては、不快感を感じたところでありましたし、なお組合にもないことは確認しておりま

した。一方、当該文章を受け取った側のさいたま農林振興センターでは、当該文章をしっかりと保存しておりまして、質問者が公開請求を行った際には、要求どおり全部の文章を公開してくださったことには、同センターの誠実さを感じた一方、鴻巣市に対して疑義を感じたところでありました。当該文章がさいたま農林振興センターにあって、提出した側の鴻巣市にないはずがないのであります。これは隠蔽だろうと言ったところで、ないというものをあると証明できないのも悲しい事実であります。しかし、道理として、いくら事前協議のための文章であったとしても当時担当していた職員は現在１人もおりません。不存在では後にその協議手法の検証すらできないのであります。また本協議に臨む際には、事前協議の結果に誤解を生じることのないよう、事前協議で使用した全ての文章を添えて、本協議に臨むのが本来の行政手法ではないでしょうか。もとより質問者は、鴻巣市の新ごみ処理施設建設候補地選定について幾多の疑念を抱き、あらゆる角度から調査してまいりました。そこには改ざん、捻じ曲げ、隠蔽といったものが浮き彫りになってまいります。市民不在のごみ処理施設建設候補地ありきの選定が行われてきたことを、本年６月議会で追求しようとした質問者に、その文章を公開することは鴻巣市にとって重大な不都合が生じるとの判断から隠蔽し、非公開の決定を下したものと確信しております。

そこで、１番、新施設建設候補地について（１）鴻巣市の示した４地点で、とりわけ本命１地点で３市の合意はあったのか。本年６月鴻巣市議会でありますが、私の当該建設候補地ありきの選定ではなかったのかと質問をいたしました。そうしたところが答弁では、市長が自ら答弁をいただきました。いろいろ調査をしました。そういう中で笠原地区、今すなわち内田ヶ谷県道でございますけれども、この沿線が良いだろうそういう中で４地点を絞り込んだところでございます。また、３市の皆さん、鴻巣市も含めまして、行田市、北本市それぞれ合意に至った。そういう経緯でございますので、先にありきではなく３市の合意を経て組合の方にこういう状況だと委ねたところであります、との答弁でありました。つまり合意書を含め質問アとして、組合は合意に至った資料を持っているのか。イとして、当時の管理者、つまり行田市長でありますが合意の認識はあるのか副管理者からお伺いしたいと存じます。次にウとして、鴻巣市議会の執行部答弁でいわゆるそ

の４箇所の意思は組合に引き継がれているとのことだが、誰が何をどのように引き継いだのか伺っておきます。文章はないんだそうであります。次に、複数箇所から選定し１地点に絞ることは大いに結構なことであると私は考えております。複数箇所からの選定で合意したとの報告も受けております。であるならどうでしょう、４箇所というのは十分な複数であると考えます。そこでエとして、何も５３箇所を抽出したのは誰の命令によるものなのか伺っておきます。パシコンに委託したのは誰なのかということであります。次にオとして、鴻巣市長は平成２６年１１月２５日のパシフィックコンサルタンツが中間報告を行っております。到底行政にあるまじき行為ではないかなと思われるような言葉が多々出てまいります。それを質問者も持っております。その中で市長に報告するやの記述がございます。概要を基に説明も受けたんだろうと質問者は思います。オとして鴻巣市長は平成２６年１１月２５日のパシフィックコンサルタンツ株式会社の中間報告を見たのか、又報告を受けたのか伺っておきます。

次に（２）地形的重心についてであります。この地形的重心というのは１点しかございません。これが３市の地理であります。そして現在この地点が地理重心だというふうに組合は申しております。当初は評価基準にあったとおり、地理重心でありました。それがいつの間にか地形的重心に変わってしまい、言い訳じみた回答をパシフィックコンサルタンツはしております。ここにパシフィックコンサルタンツからの回答書がございます。このいわゆる地理重心についてこんな回答が来ております。ここではもう既に地形的重心に変えていますが、３市の地域範囲の地形的重心としています。３市からのごみ搬入車量のアクセスのしやすさを考慮し、３市の地理的な中心に近いところに即した地形的重心としています。何ですかこれ。地理重心のはずなんです。これが今度は３市の地理的な中心に近いところ、これ逃げちゃってるんですよ。要するに地理重心は１点しかないんです。それがここだというんだから私は納得できない。また本組合７月１９日の本会議で局長は、相当ずれているということではございませんと位置に関して曖昧な答弁をしている。重心は１点なんです。是非、緯度、経度で示していただきたいものであります。アとして、組合の報告のとおりの位置が重心か、正確な緯度、経度で示せ。

次に（３）新たな搬入路について。新たな搬入路はこれなんですね、パネルはこれです。これは平成２６年１１月５日にパシコンが作成し、さいたま農林振興センターに提出した配置図であります。これが最初の地図であります。そして後にパシコンにいつ作ったんですかという追加回答では２７年３月に作ったというふうに申しておりました。だから最初に作ったのはいつなんだと聞いたら、２７年３月、そうじゃないこの時点でできていた。そして、この中で何を言っているかというと、面積を示し、その中に参考までに施設を配置したものであって、現在の予定地に限ったものではないとの回答だった。こんなに似た場所がどこにあるんですか。あそこ以外に考えられないんです。１箇所欠けていますよね。これこそが現予定地以外になにものでもない。私はそのように思えてならないのであります。つまり搬入路、出入口はここですということで、（３）新たな搬入路についてのアとして、最終的に決定した後、いわゆる用地が最終的に決定した後に、新たな搬入路が決定したとの事だが本当か伺っておきます。これは事務局長が議会答弁で申されたことでありますので是非伺っておきたい。次にイといたしまして、新たな搬入路の費用はどの程度を想定しているのか。確か２点差の原因は東電のごはさんに、５８３万２，０００円が原因で２点の差となった。今回の新たな搬入路の出入口には、既に９３０万円という設計業務委託費が計上されています。これが評価の対象にならなかったこと自体がそもそもおかしい。是非この工事に係る費用をどれくらい想定しているのか伺って最初の質問といたします。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

［瀬山愼二事務局長　登壇］

○瀬山愼二事務局長　それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。はじめに、１、新施設建設候補地についての（１）鴻巣市の示した４地点で、とりわけ本命１地点で３市の合意はあったのかの、ア、組合は合意に至った資料を持っているのか及び、イ、当時の管理者は合意の認識はあるかについては、関連がございますので、一括してお答えいたします。平成２５年５月７日に構成３市においてごみ処理広域化の推進に関する基本合意書が締結され、ごみ処理施設の建設地を鴻巣市内とすることが決定されました。これを受けて、構成３市で構成するごみ処理広域化協議会の調整会議における調整事項の一つとして、建設場所についてが協議

され、その調整方針として、建設場所については、平成２５年度内に鴻巣市内に複数の候補地を選定すること、また、正式な選定は、平成２６年度にスタートする現在の組合において、決定していくこととし、平成２５年度内の選定作業については、地元市である鴻巣市に、農林振興センターとの事前調整も含めて委ねるとされたことから、鴻巣市では、構成３市からの距離、地域特性をかんがみ、県道内田ヶ谷鴻巣市線沿いを適地として、候補地（案）を選定したものでございます。したがいまして、鴻巣市が選定した市内の候補地（案）は、３市で構成するごみ処理広域化協議会の調整会議における調整方針に沿う形で、新たな組合に引き継がれたものでありますので、正副管理者の決裁はありませんが、予定どおりに進捗したものと考えております。次に、ウ、鴻巣市議会の執行部答弁で、その意志は組合に引き継がれているとの事だが、誰が何をどの様に引き継いだのかについてございますが、先ほど申し上げたとおり、建設地の決定に関する、構成３市で構成するごみ処理広域化協議会の調整会議の調整方針に沿って鴻巣市内で抽出された４箇所については、組合の候補地選定作業における鴻巣市全域を対象として抽出した候補地５３箇所の中に、これを含んだ形で、組合が選定作業を実施しておりますので、その内容は当然、引き継がれたものと理解しております。次に、エ、５３箇所を抽出したのは誰の命令によるものかについてでございますが、平成２６年度の組合における建設候補地の選定作業におきましては、組合の事務といたしまして、鴻巣市全域を対象に５３箇所を抽出し、当時の管理者から候補地の選定について、新施設建設等検討委員会に諮問をさせていただき、検討委員会で審議をいただいた結果、現在の建設予定地を妥当とする答申をいただいたものでございます。抽出に際しては、鴻巣市全域を対象として、ごみ処理施設等の整備に必要な面積として、５．５ヘクタール以上の一団の土地が確保可能な候補地５３箇所を抽出しております。オについては後ほど管理者から述べさせていただきます。

次に、（２）３市の地形的重心についての、ア、組合の報告のとおりの位置が重心か、正確な緯度、経度で示せ、についてお答えします。地理的重心の求め方につきましては、まず構成３市ごとの重心を求め、最後に３市の重心を求めるいわゆるボトムアップ型を採用し、地理的重心を求めたものでございます。ご質問

の地理的重心の緯度、経度でございますが、鴻巣市寺谷付近の東経１３９度３０分８秒、北緯３６度４分５８秒でございます。

次に、（３）新たな搬入路についての、ア、最終的に決定した後に新たな搬入路が決定したとの事だが本当か、についてお答えします。本年７月定例議会において、金子眞理子議員さんからの一般質問、建設候補地選定についての（１）カルテの内容についての、ア、新しい搬入路は必要としないのかについてのご質問に対し、この度本組合で整備する搬出入路については、候補地決定後の平成２８年１０月１７日付けで、地元懇談会から組合に提出された要望書を受けて、平成２９年２月１６日付けで整備する旨の回答を行ったと答弁いたしましたが、答弁中の本組合で整備する搬出入路とは、地元からの要望を受け、新ごみ処理施設建設に伴う建設予定地周辺の県道及び、郷地橋の渋滞緩和を目的として整備するごみ収集運搬車両の迂回路のことを申し上げたものでございます。建設予定地への出入口に関する答弁ではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。次に、イ、新たな搬入路の費用はどの程度想定しているのかについてでございますが、建設予定地への出入口の整備につきましては、今年度、測量設計業務を行っておりますので、年度末には事業費が判明する予定でございます。私からは以上でございます。

○坂本　晃議長 ――――― 管理者。

［原口和久管理者　登壇］

○原口和久管理者　ご質問の鴻巣市長は平成２６年１１月２５日のパシフィックコンサルタンツ㈱の中間報告を見たか、又は報告を受けたかについてであります。この打ち合わせは、平成２６年１１月下旬に開催された組合職員と受託業者の内部打ち合わせのようでありますが、このような内部会議が音声資料として流出したとすれば、それは組合の情報管理の在り方として由々しき問題であり、私としては原因の究明、今後の情報管理の徹底の必要性を強く感じております。したがいまして、議員が入手したとされる音声資料が、真に組合から流出したものかどうかについては、確認が必要と考えますので、議員から資料を提供いただき、事実の確認をしたいと考えております。なお、年度内の建設候補地の選定に向けた作業の流れや、進め方については、事前に説明を受け了解をしております。

○坂本　晃議長　答弁漏れですか。――――　８番　阿部愼也議員。

○８番　阿部愼也議員　答弁漏れ、私はこの（１）のイについては、副管理者から直接ご答弁いただきたい、そのように申したつもりでございます。是非答弁いただきたいと思います。

○坂本　晃議長　――――　副管理者。

［工藤正司副管理者　登壇］

○工藤正司副管理者　お答え申し上げます。当時の管理者として３市の合意はあったと認識しているのかでございますけれども、現在の予定地周辺が含まれているとの話は聞きましたが、それ以上の詳細の話は一切聞いておりません。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質問ありますか。――――　８番　阿部愼也議員。

○８番　阿部愼也議員　今の副管理者の答弁これはどういう事かというと、４箇所については詳細なものは見たことはないとあの辺だろうとの話は聞いている。しかし合意はしていないという内容の答弁であったかと、私は理解しております。アについては、まず鴻巣市にないもの組合にあるはずがないんです。ですから組合にもないと。そして合意には至っていないんだということであったならば、鴻巣市の本年６月議会の市長答弁は虚偽答弁じゃないんですか。合意なんかなかったんですよ。当時の管理者である行田市長の工藤さんからは、かねてから４箇所という話は見たことも聞いたこともないとこのように私は伺っておりました。そうなるとこれは、一方的な鴻巣市による自作自演のありきの出来レースと言ってもいいんじゃないでしょうか。それを認めますか。是非伺っておきたい。これはア、イについて一括であります。次にウ、意思が引き継がれている、資料はない。意思というのは形がないんですよ。私らには全然想像がつかない。物的証拠がないんだもの。ならばこれが引き継がれたんだという物的証拠を示してくださいよ。鴻巣市の４箇所の意思は組合に引き継がれている、そういうことを言っているわけですから、是非物的証拠で示していただきたい。次にエ、５３箇所抽出したのは誰の命令によるものか。当時の管理者に４箇所を選定したことを示していれば、私は管理者行田市長は４箇所から選定しようというふうに思ったに違いない。このように思います。かねてから税金を預かる者として１円でも無駄遣いすること

ができないんだと言っておられる方ですから、間違いなくそういう考えであったというふうに私は確信しております。鴻巣市と組合が要するに５３箇所は、あたかも客観性を装うためにだけ、コンサルに委託したものと考えます。ですから５３箇所の選定は、管理者不在の無駄な出費だというふうに私は考えますが、それについてのご見解をいただきたい。

次に（２）アについてであります。いろいろこの地理的重心についての答弁でありますが、１市ごとの中心から今度はその重心を出したというような話でありますけども、私はそのように承りましたが、これは地理重心というのは全体の３市の面積の重心のことを言っているんですよ。３市の地理重心って言っているんですから、正確な重心をそれこそ出すとね、あの現在の予定地がいわゆる地理重心から外れてしまう、３キロメートル以内に入らないんですよ。だからあえて呼び名も変え、そして今度は３市の重心３市じゃない個々の重心から中心を求めたというような言い分に変えてきた。これはとてもじゃないけれども最初の発想と違っています。是非私はそういうふうに理解するんだけれども、地理重心と地形的重心の違いについてどうしてあそこが重心なのか、併せてこの評価は正しかったのか伺っておきたいと思います。私の知る限りの地理重心というのは、これは国土地理院から出ている資料を基に私が調べ上げたものでございます。これは、東経１３９度２８分４０秒、そして緯度については３６度６分２０秒これが私の申し上げるところの地理重心であるというふうに考えておりますので、是非ご答弁いただきたいと思います。

次に（３）でありますが、新たな搬入路については、金子眞理子議員の質問に対して、全てが決まった、この予定地が決定した後にあそこの現在の位置に出入口を持っていくというような答弁でありました。これはもう決まってたんですよ、最初から。しっかりとここに出入口の地図が載っているんです。都合３回この配置図は作っていますが、全て出入口はここであります。なんか言っていることが私には理解できない。もう一度改めてご答弁いただきたいと思います。そしてこのいわゆる新たな搬入路に係る費用については、現在のところまだ想定していないと、私は予想でものを申し上げるのは誠に恐縮ですが、９３０万円という設計業務委託、費用が掛かるんだとすれば、どんなに最低で見積もったって５，００

０万円は掛かるんですよ。それ以上私は掛かると思ってますから。だから早い時期にその想定金額をお示しいただきたい。このように思います。以上です。

○坂本　晃議長　暫時休憩いたします。

午後　５時　００分　休憩

午後　５時　４５分　再開

○坂本　晃議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほど行われました議会運営委員会について、報告を求めます。

――――― 議会運営委員長　２番　金子雄一　議員。

［金子雄一議会運営委員長　登壇］

○金子雄一議会運営委員長　ご報告申し上げます。先ほどの阿部議員の再質問の冒頭、質問事項の（１）ア、イに関する部分において鴻巣市長への答弁が求められたため、管理者より議長への鴻巣市長での立場での答弁はできないとの申し入れがあり、議長より議会運営委員会の開催を求められました。協議の結果、管理者として答弁をされるよう対応をお願いすることとしました。以上で報告を終わります。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――― 管理者。

○原口和久管理者　それでは、（１）ア、イについての再質問についてお答えをいたします。まず今、議運の委員長の方から管理者として答弁ができる範囲でということであります。当時でございますけれども、私は副管理者でございました。鴻巣市の立場、あるいは副管理者の立場ということがあります。そういう中で先ほどのご質問でございますけれども、現在の候補地あるいは鴻巣市で複数箇所の候補地を組合の方にお願いをした経緯でございますけれども、当時の副管理者という立場で少しお話しさせていただきますけれども、先ほど工藤現在の副管理者の答弁の中で予定地は聞いているとそういうお話、答弁がございます。当然その予定地につきましては私も当時副管理者でございまして、行田市にも北本市にもこの辺が候補地でどうだということでお話をさせていただいておりまして、そういう中で副管理者の工藤さんにおきましても、予定地は聞いているというお話でも答弁でもあったそのように思っております。当然、当時鴻巣市で選定をしてほ

しいという３市の合意がございました。そういう中で鴻巣市、また副管理者として現在の複数箇所の候補地の選定をさせていただいて、それらの合意ってことではないその辺につきましては、若干曖昧なところはあったかなというふうに思いますけれども、私自身合意をして了解をして、そして今後の検討に入ってもらいたいということで組合の方にお願いをしたところでもございます。そういう中では、鴻巣市の先ほど自作自演とかそういうお話がありましたけれども、全くそんなことではございませんし、今後候補地につきましてもしっかりと選定をしてもらうそういうことで、組合の方に投げかけをさせていただいて現在の候補地があるわけでございます。以上です。

○坂本　晃議長 ―――――― 事務局長。

○瀬山愼二事務局長　それでは、再質問のウ以降については私の方から答弁させていただきます。ウにつきましては、４箇所が引き継がれた物的証拠を示してくださいということについての答弁となります。平成３０年６月本組合では平成２６年６月当時の農林へ提出した４箇所については、資料を入手しているところでございます。それを見る限りですと、鴻巣市が選定した４箇所については本組合で抽出した５３箇所の中に含んだ形で選定作業を実施しておりますので引き継がれているものと理解しております。続きまして、エにつきまして、候補地選定業務は管理者不在の無駄な出費ではなかったのかというご質問だと思いますけれども、建設候補地の正式な選定は平成２６年度にスタートする現在の組合において決定することになっていたことから、組合では鴻巣市全域を対象にして候補地５３箇所を選定し、評価の最も高かった現予定地を選出したものでございます。

　続きまして、２の地理的重心の関係のご質問だったと思いますけれども、地理重心は二通りの出し方があるとこちらは認識しております。まず今回採用しているボトムアップ型でございます。地理的重心これは英語で言いますとミーンセンターでございますが、地理的重心を出す場合の方法は、先ほど答弁したとおりでございます。次にトップダウン型では３市全体を一つのエリアだとして重心、セントロイドを求める方法で、これは単純に陸域の東西南北間の座標の交点を重心としているものでございます。地理重心の出し方としては、二通りがあるというふうに考えておりまして、本組合ではボトムアップ型を採用したもので、他の組

合の例もあるというふうに聞いているところでございます。

続きましては、搬入路の出入口について当初から県道側と想定したのではないかというご質問だったと思いますけれども、評価項目搬入車両の通行では、県道内田ヶ谷鴻巣市線と面していると評価していることから県道側の出入りは想定していたものでございます。出入口の事業費がわかるかということでございますが、出入口の事業費については測量業務等を行っておりますので今年度末に判明する予定でございます。以上でございます。

○坂本　晃議長　答弁漏れですか。――――　８番　阿部愼也議員。

○８番　阿部愼也議員　答弁漏れと言うか指摘ですけども、管理者の答弁で、何か行田の副管理者は、予定地を知っていたというふうにおっしゃいましたが、それについては、候補地は４箇所でとりわけ１地点を第１候補地とするといういわゆるそういう話は一切聞いていないわけですよ。そして合意はなかったんだということは、なんか私はわかりました。だから合意はしていないんだということは確認させていただきます。

○坂本　晃議長　暫時休憩いたします。

午後　５時　５４分　休憩

午後　５時　５５分　再開

○坂本　晃議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、これをもって阿部議員の質問を終結いたします。続いて、７番竹田悦子議員の質問を許します。

――――　７番　竹田悦子議員。

［７番　竹田悦子議員　登壇］

○７番　竹田悦子議員　議席番号７番日本共産党の竹田悦子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

１、建設候補地について。７月の環境資源組合議会で私の一般質問のご答弁で、新ごみ処理施設建設候補地について、鴻巣市が４箇所選定してきたことを、初めて議会で明らかにしました。そもそもこのことから議会に報告がないこと自体私は問題だと考えます。民主主義の根幹は住民が主人公であり、行政の説明責任もあると思います。特に新ごみ処理施設は多額の市民の貴重な税金を使っての事業

であります。一層情報公開は大事だと考えます。そうしたことから見ると、鴻巣市が選定した４箇所の内、既に１箇所は活用が難しいとしているにもかかわらず、候補地として選定していることそのものが疑問です。この候補地ありきではないかとの疑念もありますので、一層疑問に思うことは質問で明らかにしていきたいと思います。（１）鴻巣市が推薦した箇所について検討４箇所について、中には野通川が中央に流れ活用が難しいとされている箇所を何故５３箇所の候補地に入れたのか、その根拠について。（２）４箇所を選定してきた段階で、本命とする箇所を決めているにもかかわらず、何故５３箇所を選定してきたのか。税金の無駄使いと考えるが、見解を。（３）鴻巣市が４箇所を選定し、一番の箇所を決めているということは、この箇所が本命地になるのか伺います。（４）建設候補地の地盤について、５０メートル以上試掘すれば岩盤層の可能性があると答弁していますが、明言できない候補地であるのか伺います。（５）今後のスケジュールとして、農振除外手続き後の埋め立て期間の合理性について。（６）建設費用が５８３万２，０００円多いということで５３箇所のＮｏ．２１が削除されたが、盛り土や水路の整備などについては何故検討されなかったのか。

２、余熱利用施設について。（１）利用人数１７万人を想定していますが、集客手段について。（２）維持管理費の試算の根拠と赤字の場合の対応について、先日視察研修で伺った新潟市の余熱利用施設は、プールが中心で多数の方が利用しているように見えましたが、指定管理料を受けながら運営しているとのことであり、独立採算では難しいとおっしゃっていたのが印象的でした。検討委員会の資料によると独立採算で運営できるとの試算がされていますが、本当にそうなのか疑問でありますので、あえて質問をするものです。（３）事業方式別のＶＦＭの概算値の根拠について、この検討委員会の資料を見ると公共で建設すると１番高く１０億８，８００万円ですが、ＤＢＯ方式では９億９，２５５万円、ＰＦＩ方式で設計建設すると１番安く９億８，６８１万円となっています。安かろう、悪かろうでは困りますので特に施設建設については、国や県が示す設計、単価表や工賃などに基づいて試算されると考えます。資料で示されている数字の根拠についてお伺いをいたします。以上、壇上での質問といたします。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

［瀬山愼二事務局長　登壇］

○瀬山愼二事務局長　それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。はじめに、１、建設候補地についての（１）鴻巣市が推薦した箇所についての検討４箇所について、中には野通川が中央に流れ活用が難しいとされている箇所を何故５３箇所の候補地に入れたのか、その根拠についてお答えいたします。建設候補地の選定にあたりましては、候補地の選定手順及び選定方法等につきまして、新施設建設等検討委員会にお諮りし、了承をいただいた上で抽出作業を進めております。候補地の抽出に当たっては、鴻巣市全域を対象として、ごみ処理施設等の整備に必要な面積として、５．５ヘクタール以上の一団の土地が確保可能な候補地５３箇所を抽出したものでございます。ご質問の５３箇所中の２０番、鴻巣市郷地につきましては、５．５ヘクタール以上の面積が確保でき、用地形状は多角形であるが、施設のレイアウトに支障はないことから、候補地として選定したものでございます。

次に、（２）４箇所を選定してきた段階で、本命とする箇所を決めているにもかかわらず、何故５３箇所を選定したのか。税金の無駄使いになると考えるが、見解を、及び（３）鴻巣市が４箇所を選定し、１番の箇所を決めていることは、この箇所が本命地になるのか見解を、については、関連がございますので、一括してお答えいたします。本組合では、地元を熟知している鴻巣市が選定した当該エリアは有力な候補地であるという認識はございましたが、建設候補地の選定に当たっては、合理的かつ客観的に行う必要があることから、鴻巣市全域を対象とした候補地選定作業を行い、候補地５３箇所を選定したものでございます。なお、選定に当たっては、鴻巣市が選定した有力な候補地についても他の候補地と同じ一候補地として位置づけ、客観的な見地に基づき、候補地ごとの評価を行ったものでございます。また、評価結果については、新施設建設等検討委員会にお諮りし、了承を得て、最も評価の高かった現予定地を決定したものでございます。

次に、（４）建設候補地の地盤について、５０メートル以上試掘すれば岩盤層がある可能性があると答弁していますが、あると明言できない建設候補地であるのか伺うについてでございますが、平成２８年度に実施した現予定地の地質調査では、５０メートルを超える地質については調査を行っていないことから、明言

を避けたものでございます。なお、支持地盤につきましては、地質調査結果では砂礫層を支持地盤と提案されておりますが、本来、構造の規模、設計荷重等により決定されるものであることから、今後、設計の段階で決定するものと認識しております。

次に、（５）今後のスケジュールとして、農振除外手続き後の埋め立て期間の合理性についてですが、造成については現在、新ごみ処理施設の整備と併せて行うか、先行して行うかの検討を行っております。また、造成期間につきましては、工法や範囲などにより、要する期間が異なることから、今後、コンサルと協議を行いながら検討してまいります。

次に、（６）建設費用が５８３万２，０００円多いということで、５３箇所中の２１番が削除されたが、盛り土や水路の整備などは何故検討されなかったのかについてでございますが、候補地２１番については、近隣地域に最も高い評価であった現予定地、５３箇所中の候補地２２番と、次点の候補地２１番があることで、近々開催する地元公職者説明会において、地元の混乱をきたす恐れがあることなどから、平成２７年１月２３日に開催された第５回副市長会議、第８回参与会議で出された意見などを踏まえ、削除することとしたものでございます。なお、建設コストに盛り土を反映しなかった理由につきましては、候補地の多くは水田などであり、盛り土の高さに大きな差異はないことから、建設コストでの評価でなく、災害の影響で評価したものでございます。また、水路の整備につきましては、現予定地決定後の平成２８年１０月１７日付けで、地元懇談会から組合に提出された要望書を受け、組合で整備することとしたものであり、評価に影響を与えるものではございません。

次に、２、余熱利用施設についての（１）利用人数１７万人を予想していますが、集客手段についてお答えいたします。余熱利用施設の集客手段につきましては、事業者選定にあたり、今後、民間事業者から提案書を提出していただく予定でございますが、集客性、採算性の高い提案を採用してまいりたいと存じます。また、交通手段などの利用者の利便性向上対策につきましては、利用者のニーズを把握した上で、構成市と模索してまいります。

次に、（２）維持管理費の試算の根拠と赤字の場合の対応についてでございま

すが、維持管理費につきましては、類似事例の単価を参考に試算したものでございます。また、運営費の負担関係については、民間事業者との契約締結時に決定されることになります。事業者選定にあたりましては、集客性、採算性の高い施設整備を目指したいと存じます。

次に、（３）事業方式別のＶＦＭの概算値の根拠についてでございますが、設計建設費及び運営費については、公設民営あるいは民設民営の方が、民間事業者の経営手法などを活用することにより、設計段階から運営までを視野に入れた効率的な施設整備や運営が可能となることから、費用が抑えられるものでございます。また、人件費についても公設民営あるいは民設民営の方が、民間事業者のノウハウや創意工夫により、業務の重複削減や職員シフトの効率化などにより、一般的には費用が抑えられるとしております。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質問ありますか。――――　７番　竹田悦子議員。

○７番　竹田悦子議員　では再質問を行っていきます。１の建設候補地の（１）です。先ほどから鴻巣市のことを熟知というふうに答弁されました。熟知している鴻巣市がなぜ活用が難しいと言っているところをそもそも検討地域に入れるということそのものが非常に疑問なんですね。私は鴻巣の議会でもこれはやりますけれども、地元のことをよく熟知している人が活用が難しいと言っているにもかかわらず推薦してきた。そういうものを難しいと推薦したときに組合としてどういう対応を取ったのかこれがやはり疑問ですので見解をお答えください。

（２）と（３）ですが、結果的には鴻巣市が１番とした箇所が建設候補地になったということですけれども、先ほどからいわゆる内部告発のテープなどの話も出ましたけれども、内部告発者を徹底的に調査するということそのものは、公益通報者の保護法に触れるんですね。ましてや市民の税金を使ってやる事業ですから、真実を明らかにしていく、そうした立場で私ども議員も管理者も臨むべきだというふうに思います。そういう点では公益通報者の保護法があるということを私たちはしっかりと見ていく必要があると思います。そして、その中でコスモスクラブから公開されたテープの中には、最終的にはちょっと本命のところがあります、一応ここに向かって落とせるようにストーリーを作っていく、場合によってはちょっとここより有利になりそうなものがあったらこの選定段階でちょっと

できなければ消してしまうとか。この録音テープのとおりになっているということは、まさに私は候補地ありきではないかというふうに考えます。公益通報者の保護法に基づいてこのトークの存在を認めるかお伺いをします。

（４）です。先ほど支持層が砂礫層があるというふうなことをおしゃっていましたけれども、最近の１９９９年８月１５日の土木学会の論文によると、砂礫層は大丈夫とされてきましたが、いわゆる液状化になる可能性もあるということが示されています。これは土木学会論文の砂礫層地盤の液状化についてであります。ということは、５０メートルのいわゆるボーリング調査をしたら岩盤が５０メートルを越えてもないということは、砂礫層との関係でも非常に大変な土地に私は建設するというふうに考えます。そして、そういう点では候補地にふさわしくないと。しかも２年近くも経ったのに、この地盤調査を行った平成２８年度から地質の専門者にも見ていただかなくて、いわゆる中には専門家の人がいるからざっと見ていただいたということで、正式な書類ではないものが出てくる可能性があるということに私は非常に疑問を感じます。ですから２年近くも公表しなかった砂礫層との関係や、いわゆる岩盤との関係があるのではないかというふうに考えます。その後調査を行っているのかどうかも含めてお答えください。

それから、５番目は、５０メートルを超える地質について調査を行っていなく、試掘していないということですが、じゃあ一体岩盤がある場所はどこかというふうに見ているのかお答えをいただきたいと思います。

それから（６）ですが、この場所はいわゆる利根川のハザードマップでこの間何度か質問をしていると県道に浸水したことがないから大丈夫というふうに言っていますが、水路の整備は組合が行うということでありますから費用がいくら掛かるかっていうのは今後試算していきますというふうに聞いています。盛り土については差がないと答弁されました。差がない根拠はどこにあるのか。５．５ヘクタールで１メートル差の盛り土があれば差がないという根拠はどこあるのか、この根拠についてお示しください。５８３万２，０００円のみの差で２１番を消したということであれば、先ほどから他の議員が質問しているように５８３万２，０００円どころではない、多額のお金をかけてこの現在地の候補地に建設するわけですから、市民が納得するとお考えかどうか、見解をお聞きしておきます。

続いて余熱利用施設であります。（１）集客性、採算性の高い提案書を採用すると、交通手段については構成市と相談していくというふうに言っています。私もいろいろ話を聞くと、行田の人からすれば、天然温泉があるのにわざわざ沸かし湯に行かないよと、行かないものを構成市がなぜ負担しなければならないのかと、民事を圧迫するのではないかと、こういうご意見もありました。ということは逆に言えば１７万人という根拠そのものがないと考えますが、その点の見解をお示しください。

（２）は視察した新潟市の例を見ると、指定管理料を受けながら運営していると言われています。先ほど他の議員の質問に対しても、指定管理料で費用を賄って行くとの内容の答弁がされました。そういう点では、赤字になったら構成市でそれぞれ補填をするという考え方も生まれてくるのか、この点を確認をしておきます。

（３）については、建設費用そのものが違うことでありますが、公共工事でも一般競争入札方式で工事費は違ってきます。こうした点からみると最初からＰＦＩ方式が建設費が安いと示すこと自体、私は問題があると考えます。例えば仙台市で起きたプールの天井の落下事故もあります。運営面で工夫すると言いますが、そこで働く人々の賃金なども工夫をされるわけですから、官製ワーキングプアを生み出すのではないかという懸念もあります。そういう点では、やはり安かろう悪かろう、そしてそこで働く人の低賃金に繋がらないのかどうかこの点を確認して再質問を終わります。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

○瀬山愼二事務局長　いくつか再質問をいただきましたのでご答弁いたします。

まず、地元のことをよく知る人が活用が難しいとしている場所をなぜ推薦したとのご質問だったと思いますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、建設候補地の選定に当たっては合理的かつ客観的に行う必要があることから、鴻巣市全域を対象とした候補地選定作業を行ったところでございます。ごみ処理施設等の整備に必要な面積としては５．５ヘクタール以上の一団の土地が確保可能な候補地５３箇所を抽出したものであり、５３箇所中の２０番鴻巣市郷地につきましても、５．５ヘクタール以上の面積が確保でき、用地形状は多角形であります

が施設のレイアウトには支障ないことから候補地として選定したものでございます。

１の（２）と（３）につきましてのご質問がございました。これにつきましては、本組合では地元を熟知している鴻巣市が選定した当該エリアは有力な候補地であることという認識はございましたが、建設候補地の選定に当たっては合理的かつ客観的に行う必要があることから、鴻巣市全域を対象とした候補地選定作業を行い、候補地５３箇所を選定いたしました。それぞれの評価結果については、新施設建設等検討委員会にお諮りし了承を経て、最も評価の高かった現予定地を決定したものでございます。録音資料については、先ほど管理者が答弁したとおりでございます。

続きましては、岩盤が５０メートル越えてないことは候補地にふさわしくない、２年近くもこうしなかった原因というご質問だったと思いますけれども、これと５０メートルを超える地質調査を行っていない、岩盤はどこにあるんですかというご質問だったと思います。これは関連がありますので一括してお答えします。地質調査については埼玉県環境科学国際センターが公開している埼玉県ボーリング柱状図のデータを基に、基本３０メートルのボーリング調査を行うこととしたものでございます。なお、支持地盤につきましては、構造の規模、設計荷重等により決定されるものであり、今後設計の段階で決定するものと認識しております。調査結果については、近々に公表する予定となっております。

続きまして、１の（６）のハザードマップが１番浸水しやすいところが候補地でかつ水路の整備は組合で行うとしていますが費用はいくらかというご質問と、盛り土については５．５ヘクタールで１メートルの差があればいくらくらいかというご質問と、５８３万２，０００円の差で市民が納得するのかについて、お答えいたします。鴻巣市防災マップの洪水ハザードマップでは、おおむね２００年に１回程度起こる大雨によって、荒川または利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況が示されております。荒川が氾濫した場合は、鴻巣市内のほぼ全域が浸水深１メートルから５メートル未満となっており、これらが氾濫した場合は鴻巣市内の約半分程度が浸水深１メートルから５メートル未満の区域となっております。現予定地についても利根川が氾濫した場合は、浸水深２メートルから５メ

ートル未満と想定されているところでございます。水路整備及び造成費用については施設整備スケジュールにあわせて公表できる段階で公表してまいります。５．５ヘクタールで１メートルの差があればということでございますが、現在公共残土を利用する予定でも考えておりますので、精査ができれば公表していきたいというふうに考えております。５８３万２，０００円のみの差で市民が納得するかってことについても、今後の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

２の（１）交通手段については構成市と相談していくという答弁されましたと、１７万人の根拠はそもそもないと考えるが見解を、というご質問だったということでございますが、１７万人については新施設建設等検討委員会において施設規模を検討するための資料作成にあたり、たたき台ともなるような施設規模を示すため構成３市の商圏と見立てた場合どれくらいの利用者が見込めるかについて、参考文献を基に算出したところでございます。

２の（２）視察した新潟市の例を見ると指定管理料を受け取りながら運営してるというようなご質問があり、赤字の場合は補填するケースがあると受け取ってよいかというご質問だったと思います。事業者選定時において事業収支等の精査を行う上で施設の収入のみで運営費を負担できない場合に関しては、指定管理料として、組合が指定管理料を負担し施設を運営していく方法も検討することとなるというふうに考えております。いずれに対しましても本組合には民間事業者から提出された提案書について、事業費や集客性、採算性など総合的に評価してまいりたいと存じます。

最後のご質問で、建設費用そのものが違う、最初からＰＦＩ方式が建設費が安いと示すこと自体問題だ、あるいは官製ワーキングプアについてのご質問だったと思いますので、お答えいたしたいと思います。ご質問の部分は新施設建設等検討委員会において事業方式を審議していただくため作成した資料でございます。財政負担軽減率いわゆるＶＦＭにつきましては、既存施設の事例を参考にして示しており、公設公営方式よりも公設民営いわゆるＤＢＯ方式、あるいは民設民営方式いわゆるＰＦＩ方式の方が民間事業者の経営手法を活用することで、設計建設から運営、人件費含め一般的に費用が抑えられるものでございます。また、ＰＦＩ方式よりもＤＢＯ方式の方がＶＦＭが大きく最も経済性に優れたとされたと

ころでございます。以上でございます。

○坂本　晃議長　以上で、竹田悦子議員の質問は終結いたします。続いて、１番川﨑葉子議員の質問を許します。――――― １番　川﨑葉子議員。

［１番　川﨑葉子議員　登壇］

○１番　川﨑葉子議員　議席番号１番川﨑葉子でございます。これより一般質問を行います。１、新ごみ処理施設建設、稼働までのスケジュールについて、地元の理解をどのように図ってきたのか。また今後はどのように図る考えか。平成３５年度新ごみ処理施設稼働を目指し、平成３２年度には用地取得完了とのスケジュールが示されています。そこで現在地元の理解を十二分に得られているのか伺うものです。新施設建設等検討委員会の中で、地元周辺住民への理解についての発言を抜粋いたしますと、用地取得について候補地の選定と住民合意とあるがここが１番困難であると考える、建設候補地に係る説明については、地権者や周辺住民に十分理解していただけるようにしなければならない等の発言がされてきました。また雇用や地域活性化については、構成市内の企業を対象に、ごみ処理に係る支援策を検討し、地元の企業の活性化につながるような一般廃棄物基本計画を作成していただきたい、そうすれば雇用が増えて地域の振興につながると地元企業や地域活性化に取り組むべきとの意見が出されています。さらに地元からの委員として出席している方からは、私は地元懇談会にも出席しておりいろいろな意見が出ている、ごみの搬送車１日３００台が往復すると地域の道路が渋滞することとなる、特に農繁期には隣にカントリーエレベータがあるので、農耕車、軽トラック及びごみ搬送車による渋滞が予想される、排ガス等により農産物への風評被害が心配される、地元が心配していることがある中で、何か地元に補償的な恩典としての温浴施設を設置する等の要望や、候補地周辺の排水路の整備、建設候補地周辺への影響を改善するための道路整備を求める声も出されていました。その他、地元懇談会においても様々な意見をいただき検討していると思います。まず組合の考える地元とは、どの範囲までを指しているのか。本事業の推進には地元の理解が得られることが不可欠であり、その努力を組合としてどのように行ってきたのかを伺いたいと思います。私は先日、笠原にお住いの方達からこのようなご意見をいただきました。

郷地、安養寺だけではなく、笠原全体に係る大きな事業にも拘わらず情報が少ない。同じ情報を回覧するなど工夫し、笠原地区全体の理解を得る必要があるということでした。また今まで鴻巣行田北本環境資源組合だよりを４号まで発行しているものの、同じ笠原でありながら初めてその存在を知ったという声もありました。そもそも笠原地区とは全部で１９自治会あります。今後本事業は周辺整備、渋滞緩和の道路整備、周辺住民に親しまれる地域活性に寄与する施設の配置など、笠原全体に大きく関わってきます。情報量が不足しているとの声に対して、今後の改善策を求め、次の３項目について伺います。

（１）地元組織の立ち上げ、懇談会、説明会について時系列、対象者、主な内容について伺います。また組合が考える地元とは、どの範囲と捉えているのでしょうか。

（２）これまで、鴻巣行田北本環境資源組合だよりを４号まで発行しているが、どのような配布を行っているのでしょうか。

（３）笠原連合自治会は郷地、安養寺地区１０自治会含め１９自治会あります。本事業は周辺整備、渋滞緩和の道路整備、地域活性等、笠原全体に大きく関わるものの、情報量が不足しています。組合はどのように考えるのか伺います。以上で壇上における質問を終わります。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　事務局長。

［瀬山慎二事務局長　登壇］

○瀬山慎二事務局長　それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、１、新ごみ処理施設建設、稼働までのスケジュールについて、地元の理解をどのように図ってきたのか。また今後はどのように図る考えかの（１）地元組織の立ち上げ、懇談会、説明について時系列、対象者、主な内容について伺う。組合が考える地元とは、どの範囲と捉えているのかについて、お答えいたします。本組合では建設候補地の選定以降、新ごみ処理施設整備事業に対し、建設候補地周辺の住民の方や構成３市の市民の方に、広くご理解とご協力をいただくため、適切な時期に説明会等を開催してまいりました。主なものを申し上げますと、平成２７年４月４日に笠原公民館において、新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会を開催いたしました。地権者及び郷地、安養寺地域の住民の

方を対象として、候補地選定の手順や候補地の位置、全体スケジュールなどの説明を行いました。また、同年５月２３日には、クレアこうのすにおいて、構成３市の市民を対象に、同様の説明会を開催しております。同年１２月５日には、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）等に対する意見募集に関する説明会をクレアこうのすで開催いたしました。構成３市の市民を対象として、ごみ処理基本計画（案）及び広域化方針報告書（案）についてご説明し、意見などを伺いました。平成２９年３月３日には、笠原公民館において、新たなごみ処理施設整備事業の進捗状況に関する説明会を開催いたしました。主に郷地、安養寺地域の住民の方を対象として、整備する施設の種類及び規模、施設スケジュールなどの説明を行いました。また、同年３月１８日には、クレアこうのすにおいて、構成３市の市民を対象として、同様の説明会を開催しております。このほか、新ごみ処理施設整備に関する建設候補地周辺の住民の方からのご意見やご要望をお聴きするため、郷地、安養寺地域の自治会長、農業委員、土木委員、笠原土地改良区役員など、総勢３３名で構成する地元懇談会を平成２７年８月に立ち上げ、平成２７年８月から平成２８年１２月にかけて、計５回開催し、ご意見やご要望を伺ってまいりました。なお、地元懇談会については、新ごみ処理施設整備に関し、一定の理解が得られたことから、新たに形を変え、郷地、安養寺地域内の１０自治会で構成するごみ処理施設運営協議会を設置いたしました。当協議会は、新施設の整備及び管理、運営に関すること、地域環境の保全及び公害防止対策に関することなどの協議を行うため、設置したものでございます。また、平成２９年２月１６日付けで、当協議会と本組合との間において、鴻巣市郷地、安養寺地域内の建設候補地に、新たなごみ処理施設を建設することに同意する新たなごみ処理施設建設に係る基本協定書を締結しております。ご質問の組合が考える地元につきましては、建設候補地の周辺地域である郷地、安養寺地域と考えております。郷地、安養寺地域内の１０自治会で構成するごみ処理施設運営協議会については、将来的には公害監視委員会の役割も担っていただき、新施設稼働後における施設周辺の環境保全事業に関わっていただきたいと考えております。

次に、（２）これまで、鴻巣行田北本環境資源組合だよりを４号まで発行しているが、どのような配布を行っているかについてでございますが、本組合では、

これまで４回組合だよりを発行しておりますが、建設候補地周辺の郷地、安養寺地域を対象として、自治会長を通じ、全戸配布をしております。

次に、（３）笠原連合自治会は郷地、安養寺地区１０自治会含め１９自治会ある。本事業は周辺整備、渋滞緩和の道路整備、地域活性等、笠原全体に大きく関わるものの、情報量が不足している。組合はどのように考えるかについてでございますが、本組合ではこれまで建設候補地周辺の住民の方や構成３市の市民を対象とした説明会などを開催し、情報提供に努めてまいりましたが、議員のご指摘のとおり、郷地、安養寺地域は、笠原地域と合わせて笠原地区となっております。今後、組合だよりを発行した際には、笠原地区を配布対象とすることにより、情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○坂本　晃議長　再質問ありますか。――――　１番　川﨑葉子議員。

○１番　川﨑葉子議員　再質問は１点管理者に伺います。これまで組合だよりの配布はもちろん説明会や懇談会等は笠原連合自治会を対象として行われてきておりませんでしたけれども、只今組合だよりにつきましては、今後笠原地区へも配布するようにするとの答弁でございました。本事業は地元の協力が不可欠です。これまでの経緯、今後の見通し、地域活性化等、今後地元住民の皆様の不安や要望に応える必要があります。笠原地区で説明会や懇談会などを行うべきではないでしょうか。管理者の見解を伺います。

○坂本　晃議長　執行部の答弁を求めます。――――　管理者。

○原口和久管理者　それでは、川﨑議員の再質問にお答えいたします。確かに笠原地区は１つでございまして、議員のご紹介のとおり笠原地区の皆さんにご心配をかけたと大変反省しております。配慮が足りなかったな、そんな思いでございます。しっかり事務局と調整をさせていただいて、笠原全体の皆さんにご理解いただけるような周知をさせていただくことが大変肝要であろうと思っております。笠原地区でございますけれども県道が３本ございます。行田蓮田線、候補予定地の県道内田ヶ谷線、行田に向かう行田県道、こういう県道を活用、利用していただいて収集車の搬入をしてもらうことが１番良いわけでございまして、それらを通る地域の皆さん、本当にご心配な部分がございます。特に行田蓮田線につきましては、通学路にもなっておりまして、笠原小学校の通学路、こういう通学路に

つきましてもしっかりとした周知をすることが大変重要でございます。ごみ収集車が非常に多く通るわけでございまして、地域の皆さんのご心配、先ほども事務局の方で答弁しましたように収集車につきましてはあまりいいイメージはない、どちらかというと地域の皆さんもそうですけれども、このごみ収集車あるいは焼却施設については迷惑施設なんだ、そんな思いが非常に強いわけでございまして、それらを払拭することが何より重要でございまして、今後におきましては広報等も配布をさせていただく、そして当然説明会等もしっかりとさせていただくと、いつやれるかはまだわかりませんけれども、前向きに検討させていただいて、地域の皆さんの安心安全あるいはその課題にしっかりと対応できるように、周知方法、または協力を願う、そういうことを進めていければと、そのように思っております。

○坂本　晃議長　以上で、川﨑葉子議員の質問は終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○坂本　晃議長　次に、日程第５、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○坂本　晃議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成３０年第３回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後　６時　４１分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成３１年　　月　　日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長　　坂　本　　晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員　　金　子　眞　理　子

同　　吉　田　豊　彦